# 令和6年度集団指導資料 (全事業所共通編)

福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室

# 目次

1.	令和6年度福岡県障がい福祉サービス事業者等指導監督実施方針	··· 1
2.	障がい福祉サービス事業所等に対する行政処分の事例について	7
3.	感染症対策等について	9
4.	虐待防止について	···10
5.	人権啓発について	···17
6.	事故発生時の対応について	27
7.	被災状況報告について	30
8.	障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内	32
9.	指定業務に関する各種届出について	36
10.	指定更新について	38
<u>11.</u>	業務管理体制の整備について	39
12.	障がい福祉課の許可申請・届出関係資料のダウンロードについて	···45
13.	障がい福祉サービスに係る質問受付について	···46
14.	「強度行動障がいがある方への支援事例集」の作成について	···48
15.	介護職員等による喀痰吸引等(特定行為)の実施について	49
16.	福祉・介護職員の処遇改善について	61
17.	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について	79

## 令和6年度福岡県障がい福祉サービス事業者等指導監督実施方針 (福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室所管分)

#### 1 指導、監査等の根拠

「指定障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」により定義される障がい福祉サービス事業者等の指導、監査等の根拠は、次のとおり。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号。以下「支援法」という。)
  - 運営指導

支援法第11条第2項

② 監査

支援法第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28及び第 51条の29

③ 業務管理体制確認検査 支援法第51条の3第1項第51条の32第1項

- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「福祉法」という。)
  - ① 運営指導

福祉法第57条の3の3第4項及び第24条の15第1項

② 監査

福祉法第21条の5の22、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の15、第24条の16及び第24条の17

③ 業務管理体制確認検査

福祉法第21条の5の27第1項、第24条の19の2及び第24条の39第1項

### 2 指導、監査等の対象

次のうち、政令指定都市又は中核市((3)を除く)に所在する事業所を除く。

(1) 指定障がい福祉サービス事業者等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、 重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就 労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援及び地域定着支援事業を行 う者等

#### (2) 指定障がい児通所支援事業者等

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援、 居宅訪問型児童発達支援事業を行う者等

(3) 指定障がい児入所支援施設の開設者等

#### 3 目的

(1) 指導の目的

指導は、障がい福祉サービス事業者等の支援を基本とし、「指定障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」の第3の1に定める基準等のサービスの取扱い、自立支援給付費並びに障がい児通所給付費及び障がい児入所給付費(以下「給付費等」とする。)の請求等に関する事項について周知徹底することにより、給付費等対象サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。

#### (2) 監査の目的

監査は、給付費等対象サービスの内容及び給付費等の請求に関し、法令に違反する 疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措 置を取ることにより、給付費等対象サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。

#### (3) 業務管理体制確認検査の目的

業務管理体制確認検査は、業務管理体制の整備・運用状況又は障がい福祉サービス事業者等の不正行為への組織的関与の有無を確認することにより、障がい福祉サービス事業者等の法令の遵守を確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者及び入所者(以下「利用者等」という。)の保護及び障がい福祉サービス等の事業の運営の適正化を図ることを目的とする。

#### 4 指導

#### (1) 集団指導

県が所管する全ての障がい福祉サービス事業者等を対象に実施する。

#### 実施案内

県が所管する全ての障がい福祉サービス事業者等に対し、集団指導の初日から1 か月前までに集団指導の開催案内を送付する。

また、各保健福祉(環境)事務所にも同様の開催案内を送付する。

#### ② 実施方法

障がい福祉サービス事業等又は関連する障がい福祉サービス事業等ごとに一定の場所に集める集合形式またはオンライン形式等での実施を検討する。

## (2) 運営指導

県が所管する全ての障がい福祉サービス事業者等を対象に、原則、実地により実施する。

運営指導は、健全な事業者育成のための支援に主眼を置いて、法令及び国・県の通知(以下「法令等」という。)の趣旨及び目的を周知し、その理解を促進することにより、給付費等の誤った請求等の未然防止、利用者等に対する適切なサービスの提供を図ることを目的として行うものとする。

#### (1) 実施通知

運営指導の対象とする事業者等に対する通知は、原則として運営指導を実施する 日の1か月前までに電話で行い、運営指導日に通知文書を交付するものとする。た だし、指導対象障がい福祉サービス事業者等の利用者等から情報提供があった場合 や所在する市町村との連携等に配慮する必要がある場合は、この限りでない。

#### ② 関係機関との連携

運営指導を実施する際には、事前に指導対象の事業所が所在する市町村に連絡し、可能であれば市町村が実施する運営指導と同日に実施するなど、市町村と連携して行う。

#### ③ 実施方法

次の障がい福祉サービス事業者等ごとに、原則として、障がい福祉課障がい福祉 サービス指導室が2名以上の指導班を編成し、実施する。

#### ア 障がい者支援施設及び障がい児入所施設

できる限り福祉総務課が実施する指導監査と合同で運営指導を実施するが、福祉総務課が計画する指導監査日と日程が合わないなど合同での運営指導ができない場合は、障がい福祉課障がい福祉サービス指導室が単独で運営指導を実施する。

#### イ ア以外の事業所

各年度初めに次のような基準で選定して計画し、実施する。

#### (ア) 既設の事業所

- ・ 主に2年以上運営指導の対象外とされた事業所に対して、計画的に運営指導 を実施する。
- 利用者等から情報提供があった場合など、緊急に対応する必要がある事業所 や給付実績等について確認を要する事業所については、当該年度の実施計画に

かかわらず、随時、運営指導を実施する。

- 集団指導を欠席している事業所については、優先的に実施する。
- 前年度運営指導等を実施した事業所のうち、特に指導内容が多いなど、継続 的な指導が必要と判断した事業所についても実施する。
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度において、県に対する報告を行っていない 事業所について、優先的に実施する。
- ・ 就労継続支援(A型)の事業所のうち指定基準192条第2項に違反している 事業所については、優先的に実施し、経営改善の状況を確認する。

#### (イ) 指定後間もない事業所

- ・ 新規に指定された事業所については、主に前年度に事業を開始し6か月を経過した事業所から計画的に運営指導を実施する。この場合において、初めて障がい福祉サービスを開始した事業者が運営する事業所については、優先的に実施する。
- ・ 就労継続支援(A型)の事業所については、6か月を経過した事業所から計画的に運営指導を実施する。

#### ④ 指導結果

指導結果は次の4つとし、原則として運営指導後翌々月末までに事業者へ文書により通知する。

#### ア 文書指摘

法令等に抵触し、給付費等の過誤請求事項、人員基準を満たしていない事項、 利用者等の人権の尊厳の確保若しくは安全の保全上重大な事項、前回運営指導 の文書指導にもかかわらず改善が図られていない事項、虐待防止の取組が不十 分な事項は文書指摘とし、通知後約1か月を目途に当該障がい福祉サービス事 業者等から改善についての報告を求める。

また、給付費等の請求過誤については、給付費等の返還状況を確認し、その過誤請求額を関係支給決定市町村に情報提供する。

#### イ 文書指導

法令等に抵触しているが、文書指摘事項に該当するほど重大でない事項は文書指導とし、当該障がい福祉サービス事業者等に文書により通知して改善を求める。

改善状況については、次回運営指導時に確認する。

#### ウロ頭指導

法令等に一部抵触するが、その内容が軽微であり、障がい福祉事業の運営に 大きな影響がなく容易に改善できる事項は口頭指導とし、当該障がい福祉サー ビス事業者等に文書により通知して改善を求める。

改善状況については、次回運営指導時に確認する。

#### 工 助言

法令等には違反していないが、今後も違反のないよう、障がい福祉事業の運営に資するものと考えられる事項は助言とする。

### (3) 書面指導

災害や感染症の流行など、やむを得ず運営指導に行き難い場合に、県が所管する 全ての障がい福祉サービス事業者等を対象に、書面による自主点検を各事業所に依 頼し、それを県に提出させ、その書類を検査して必要に応じて指導する。

#### ① 実施依頼

書面指導の対象となる事業所には、提出締切の2週間前までに事業所に電話及びファクシミリ等で通知する。

#### ② 実施方法

- ア 各年度初めに運営指導を計画していた事業所の中から対象事業所を選出する。
- イ 実施する事業所に通知し、ホームページからダウンロードした自主点検票で、 基準違反がないか自主点検をしてもらい、勤務形態一覧表及び重要事項説明書等 の関係書類ととともに、通知時に示した締切日までに県に郵送してもらう。
- ウ 自主点検票を確認し、指摘指導する事項があれば、必要に応じて運営指導と同様に指導を実施する。また、災害や感染症の流行が終息した後に実施する運営指導の参考とし、書面指導を実施した事業所については、運営指導の時間を短縮するなどの措置を検討する。

#### 5 監査

運営指導の結果不正請求等が明らかになった場合や、指定基準違反に関し改善報告を求めたにもかかわらず、一定期間以上改善が図られなかった場合、行政処分等を要する可能性がある場合などに、支援法第48条、第49条及び第50条並びに福祉法第21条の5の22、第21条5の23、第21条の5の24、第24条の15、第24条の16及び第24条の17の規定に基づき、監査を実施する。

#### 6 事業者の業務管理体制確認検査

#### (1) 一般検査

事業者の業務管理体制の整備については、運営指導に併せて一般検査を実施する。 また、福岡県が指定の権限を有する事業所(以下「県指定事業所」という。)を運 営していない事業者に対する一般検査については、必要に応じ実施する。

#### (2) 特別検査

指定取消相当事案等が発生したときは、特別検査を実施する。

県指定事業所を運営する事業者の業務管理体制の整備については、その届出先が 県である場合は、原則として5の監査と併せて特別検査を実施し、厚生労働省であ る場合は、厚生労働省と協議の上、特別検査の権限行使を要請する。

また、指定都市若しくは中核市が指定権限を有する事業所であって、その業務管理体制の届出先が県であるものについては、当該指定都市若しくは中核市からの権限行使の要請に基づき、県が特別検査を実施する。

#### 7 令和6年度の重点事項

前年度の運営指導の結果等を踏まえ、次のとおり令和6年度の重点事項を次のとおり定める。

### (1) 利用者等の安全の確保について

① 障がい者虐待防止及び不適切な身体拘束禁止へ向けた取組

全国的に、施設内外で障がい者に対する虐待事案が後を絶たないことを踏まえ、虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか、確認する。

また、令和3年度から運営基準において、従業員への研修の実施、虐待防止委員会の設置及び虐待防止の責任者の設置が義務化されたことから、法人や事業所においてこれらの取組が実施されるよう、指導を徹底する。

### ② 防災、防犯対策への取組

令和2年7月豪雨災害など、例年予期せぬ自然災害が発生し、利用者等の安全が 懸念されることから、防災対策への取組みに関する指導を徹底する。

また、令和3年度から運営基準において、非常災害の発生時にサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定することとなったことから、業務継続計画について周知するとともに、定期的に避難、救出等の訓練を行うよう、指導を徹底する。

さらに、外部からの不審者の侵入に対する危機管理、防犯に係る取組についても、

指導を徹底する。

#### ③ 感染症の予防へ向けた取組

新型コロナウイルス等の感染症は、事業所内で発生すると感染拡大が懸念されるため、これを予防することは利用者等の命に関わる重要な事項であることから、感染症予防の取組など、衛生面の指導について、徹底する。

また、令和3年度から運営基準において、非常災害と同様に感染症発生時においても業務継続計画を策定することとなったことから、業務継続計画について周知するとともに、事業所における感染症予防等の委員会の設置、予防指針の整備及び定期的な研修の実施等の取組をしているかを確認する。

さらに、障がい者支援施設等におけるレジオネラ症の防止対策について、適切な 措置が講じられているかを確認する。

#### ④ 児童の安全確保に向けた取組

令和5年度から運営基準において、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設等については安全に関する事項についての計画(安全計画)を各事業所等において策定することとなったことから、安全計画について周知するとともに、安全確保に係る取組をしているか確認する。

また、通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への 乗降車の際の、点呼等による児童の所在確認、ブザーその他見落とし防止装置によ る降車時の児童の所在確認等の取組をしているかを確認する。

### (2) サービスの質の向上への取組について

#### ① 人員に関する基準

運営指導において、事業所等の従業者数が基準を満たしていない事例や、無資格者によるサービスの提供が行われていた事例が見受けられたことから、適切なサービスを提供できるようにするため、必要な人員を確保し、勤務体制を整備するよう、指導を徹底する。

#### ② 個別支援計画の作成

運営指導において、個別支援計画を作成する際のアセスメントが行われていない事例、モニタリングが行われていない事例、長期間個別支援計画の見直しが行われていない事例が見受けられたことから、利用者等に提供されるサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成及びその適切な取扱いが行われるよう、指導を徹底する。

#### ③ 苦情解決処理体制

運営指導において、苦情の相談窓口や処理体制等を明らかにしていない事例、苦情処理の手続が定められていない事例等が見受けられたことから、利用者等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口や苦情処理体制、手続等を明確にし、周知しておくよう指導を徹底する。

また、利用者等からの苦情に関し、市町村又は運営適正化委員会が行う調査に協力し、これらの指導・助言に従い改善等を行っているか確認する。

#### ④ 秘密の保持及び個人情報の保護について

運営指導において、従業者又は従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないようにするための必要な措置を講じていない事例や担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いることについて、該当する者からあらかじめ文書で同意を得ていない事例が見受けられたため、利用者及びその家族の個人情報の適切な取扱いについて、指導を徹底する。

⑤ 就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供について

#### ア 就労継続支援(A型)

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払われる総額以上となるようにならなければならない(指定基準 192 条第 2 項) ことから、この基準を満たしていない事業所について、指導を徹底する。

また、利用者である障がい者の利用を短時間に限り、健常者をフルタイム就労させている事例や、利用者も従業者も短時間の利用をすることによって、浮いた自立支援給付費を賃金に充当している事例、就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例、一定期間経過後に利用者の意向等にかかわらず就労継続支援B型に移行させるなど不当に退所させている事例が指摘されているため、利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を適切に行っているかについて、指導を徹底する。

#### イ 就労移行支援

利用者を一般就労に移行させることができていない事例が指摘されているため、一般就労への移行実績が低い事業所については、一般就労に向けた支援が適切に行われ、利用者の適性を踏まえた企業とのマッチングが行われているかなど、指導を徹底する。

#### ウ 就労継続支援(B型)

工賃の平均額が3千円を下回る事例が指摘されているため、賃金向上のための 取組について指導を徹底する。

#### (3) 給付費等の適正な算定について

給付費等の算定に係る要件を遵守し、適正に報酬を請求するよう、指導を徹底する。 とりわけ、加算(特に体制加算)の要件の適否、減算該当の有無について、重点的に 指導を行う。

## ◎障がい福祉サービス事業所等に対する行政処分の事例について

直近では、以下の内容で行政処分を行いました。

処分年月日	令和5年3月22日							
処分内容	指定取消							
サービスの種別	児童発達支援、放課後等デイサービス							
処分事由	(1) 不正請求(法第21条の5の24第1項第5号) ・平成30年8月以降、人員配置基準を満たしていない期間が断続的に延べ22か月あるにもかかわらず、適正に配置していると見せかけるため勤務表を改ざんし、不に障害児通所給付費を請求した。 ・平成30年8月以降、加算要件を満たしていない勤務体制である期間が断続的に延30か月間あるにもかかわらず、配置していると見せかけるため勤務表を改ざんし							
	不正に児童指導員等加配加算を請求した。 (2) 不正又は著しく不当な行為(法第21条の5の24第1項第10号) ・令和2年4月の変更指定申請(単位追加)時に勤務予定者としていた職員が勤務できなくなったにもかかわらず、変更申請を行わず、職員不在のまま指定を受けた。 ・(1) の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たしているかのような虚偽の届出を行った。							

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定取消
サービスの種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
処分事由	(1) 不正請求 (法第21条の5の24第1項第5号)
	・平成30年3月の指定時以降、人員配置基準を満たしていない期間が断続的に延べ27
	か月間あるにもかかわらず、適正に配置していると見せかけるため勤務表を改ざんし、
	不正に障害児通所給付費を請求した。
	・平成30年9月から令和3年4月までの間、加算要件を満たしていない勤務体制が継続
	していたにもかかわらず、適正に配置していると見せかけるため勤務表を改ざんし、不
	正に児童指導員等加配加算を請求した。
	(2) 不正の手段による指定(法第21条の5の24第1項第8号)
	・平成30年3月の新規指定申請時に勤務予定者としていた職員が勤務できなくなったに
	もかかわらず、変更申請を行わず、職員不在のまま指定を受けた。 

(3) 不正又は著しく不当な行為(法第21条の5の24第1項第10号)
(3) 不正又は著しく不当な行為(法第21条の5の24第1項第10号) ・(1) の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たし
ているかのような虚偽の届出を行った。

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定取消
サービスの種別	共同生活援助
処分事由	(1) 不正請求(法第50条の第1項第5号)
	・平成30年4月から令和4年3月までの間、常勤の看護職員を配置していないにもかか
	わらず、配置していると見せかけるため出勤簿等を改ざんし、不正に看護職員配置加算
	を請求した。
	   (2)不正又は著しく不当な行為(法第50条の第1項第10号)
	・(1)の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たし
	ているかのような虚偽の届出を行った。
	・令和3年3月の指定更新にあたり、実際には常勤の勤務予定のない従業者を常勤職員と
	して虚偽の書類を作成し、県に届出を行った。

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定取消
サービスの種別	就労継続支援(B型)
処分事由	(1) 不正請求(法第50条の第1項第5号) ・平成29年4月から令和4年3月までの間、常勤として配置すべきサービス管理責任者、直接処遇職員(職業指導員又は生活支援員)を配置していないにもかかわらず、配置していると見せかけるため出勤簿等を改ざんし、不正に訓練等給付費を請求した。 ・平成29年4月から令和3年4月までの間、常勤の直接処遇職員を配置していないにもかかわらず、配置していると見せかけるため出勤簿等を改ざんし、不正に福祉専門職員配置等加算を請求した。  (2) 不正又は著しく不当な行為(法第50条の第1項第10号) ・(1) の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たしているかのような虚偽の届出を行った。
	・令和3年8月の指定更新時、実際には常勤としての勤務をしていない従業者について、 常勤の勤務をしているかのような虚偽の書類を作成し、県に届出を行った。

## 感染症対策等について

#### 1 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症に関連する情報は、福岡県及び厚生労働省のホームページから ご確認の上、引き続き感染拡大防止の取組みを行っていただきますようお願いいたします。

○福岡県:令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症における相談窓口について https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-soudan2024.html

○厚生労働省:新型コロナウイルス感染症について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

#### 2 その他感染症

下記のホームページは、感染症対策等に関する厚生労働省等のホームページになりますので、最新の情報を随時確認し、事業所での対策に役立ててください。

#### (1) ノロウイルス

○厚生労働省:感染性胃腸炎(特にノロウイルス)について

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/

○厚生労働省: ノロウイルスに関するQ&A

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

#### (2) インフルエンザ

○厚生労働省:令和5年度 今シーズンのインフルエンザ総合対策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023.html

○厚生労働省:インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成25年11月改訂)

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf

○厚生労働省:令和5年度インフルエンザQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/QA2023.html

#### (3) レジオネラ症

○厚生労働省:レジオネラ症

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 00393.html

○厚生労働省:レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(厚生労働省告示第 264 号)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/rezionerashishin.pdf

○厚生労働省:レジオネラ対策のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html

#### (4) 食中毒

○厚生労働省:食中毒

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/syokuchu/

### ◎虐待防止について

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「障害者虐待防止法」という。)」が施行されました。

この法律は障がい者(児)への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援 及び養護者に対する支援などを行うことにより障がいのある方の権利利益を擁護することを目的と しています。

虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した場合は、速やかに市町村の通報・相談窓口(市町村障がい者虐待防止センターなど)に通報することが法律で定められていますので、事業所の皆様もご協力をお願いいたします。

#### 虐待を判断する際の注意点

虐待者、被虐待者の<u>「虐待をしている、されている」との認識は問いません</u>。被虐待者が虐待されていないと思っていても、また虐待者が虐待ではなく、しつけや指導として虐待を行っている場合でも、虐待行為に該当する行為であれば、障害者虐待防止法上の規制の対象となります。

◆障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を未然に防止し、障がいのある方の権利を擁護する ため、事業所内で迅速な対応を行えるよう、以下の虐待防止対策を行ってください。

#### 1. 虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講じる(R3 年度から運営基準に追加)

(基準省令)

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ウア、イに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### 2. 障害者虐待防止法の理解及び従業者に対する虐待防止・啓発のための定期的な研修実施

(障害者虐待防止法第15条)

- (1)常勤・非常勤など雇用形態を問わず、全従業者に対する虐待防止・啓発のための研修を年1回以上実施すること。
- (2)従業員を新たに採用する時には、その都度、虐待防止・啓発についての指導を行うこと。

#### 3. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を明記

(基準省令、解釈通知「運営規程」)

障がい者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、より実効性を確保する観点から、事業所等は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めなければならない。

- ア 虐待防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- 方 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画)等

### 4. 事業所内に虐待防止に関する担当者及び責任者を配置し、重要事項説明書に明記

事業所内に虐待防止に関する担当者及び責任者を配置し、2名体制で虐待に関する相談・助言・研修計画の実行等、虐待防止対策に努めてください。

※実地指導の際、虐待の発生又は再発防止のための措置が講じられていない場合は、文書指摘を行います。

○厚生労働省ホームページ【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)】

https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf

○福岡県ホームページ【障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止と対応について】

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kennriyougogyakutaibousi.html

6 障第 1 1 8 8 号 令和 6 年 8 月 2 7 日

障がい福祉サービス事業所等 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室長 (指導係)

障がい福祉サービス事業所等における虐待防止に向けた取組みの徹底について

虐待防止に向けた取組みについては、かねてより集団指導や運営指導、制度改正等の機 を捉え周知し、その徹底を指導しているところですが、今般、県内の事業所において複数 の職員による身体的・心理的・性的虐待が発生しています。

障がい福祉サービス事業所等は、障がいのある方が個人の尊厳を保持しつつ、自立した 生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設置されている ものです。

各事業所においては、改めてこのことを認識したうえで、「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き」により、虐待防止対策を徹底するようお願いいたしま す。なお、特に注意する事項については、「別紙」に取りまとめておりますので、ご留意 願います。

また、通報体制の点検を行ったうえで、通報窓口や虐待防止措置の義務(別紙の1)、通報の義務(別紙の2)を改めて全従業員に周知してください。

#### 特に注意する事項

- 1 虐待防止措置の義務(人員、設備及び運営に関する基準)
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施すること。また、新規採用時にも実施すること。
  - (3) 虐待防止に係る責任者及び担当者を選任すること。
- 2 通報の義務 (障害者虐待防止法第16条)

従事者等による虐待を受けたと思われる障がい者(児)を発見した者は、市町村へ の通報義務があることを、従業者に対し十分に周知すること。

**3 早期発見**(障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P.56~58 参照)

従業者が定期的に日頃の支援状況等を自己チェックし、その結果を管理者が把握することで、虐待の早期発見に努めること。

4 研修への参加(障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P. 17 参照)

県等が開催する従業者向け研修への全員参加に努めること。

5 同性介助(人員、設備及び 運営に関する基準の解釈通知)

利用者本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めること。

6 人材育成(障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P. 20~22 参照)

人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るため、外部研修への参加や外部専門 家の定期的な受け入れ等により、人材育成に努めること。

7 職場環境の整備 (障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き R6.7 月版 P. 24、P. 49~50 参照)

風通しの良い働きがいのある職場となるような環境づくりに努めること。また、従業者に対し、ストレスチェックを定期的に実施するなどして、従業者のメンタルヘルスの向上を図ること。



障がいのある方を さまざまな虐待から 守りましょう 平成24 年10月1日から、「障害者虐待防止法」が施行されました。

この法律では、障がい者に対する虐待の禁止や防止、早期発見、通報義務などをうたっています。

障がい者への虐待はどこでも起こる可能性があります。

虐待を受けている障がい者を発見した方は、市町村担当窓口や市町村障がい者虐待防止 センターに龍談しましょう。

通報者などの情報は守られますし、不利益な取扱いも法律で禁止されていますので、迷わずに通報・相談してください。



福

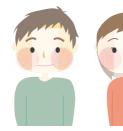
a b

# A



# 障害者虐待防止法とはどんな法律なの?

障害者虐待防止法とは正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。この法律は、障がい者の尊厳を守り、首立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、養護者による虐待の防止を図るための支援などを定めたものです。



# 障がい者とは?

障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心分の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に 管がよればないではないである方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に 日常生活文は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々をいいます。

※障害者虐待防止法でいう障がい者には障害者手帳を取得していない芳や 18 歳未満の芳 も含まれます。



# 虐待の種類は?



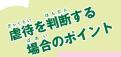
# 養護者による障がい者虐待

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待



障がい者福祉施設や障がい福祉サービスなどの事業所で働いている職員による 虐待のことです。

# 使用者による障がい者虐待



これって虐待ですか?

## POINT 1

障がい者本人が何をされているのか分からない場合があります。

障がいの種類などにより、障がい者本人が虐待されていることを認識できない場合があります。た様い間虐待を受けると、でいることもあります。障がい者本人の「自覚」は問わずに判断することが大切です。

## POINT 2

しつけや指導といって、 虐待をしている場合もあり ます。

「自分を傷つけてしまう」や「他人を傷つけてしまう」など、しつけ、指導を理由に虐待が行われている場合があります。 虐待をしている側の「自覚」は問わず、しっかりと見極めましょう。

## POINT 3

養護者と障がい者本人で 虐待へのとらえ方が違う 場合があります。

施設で虐待が発生しても、 養護者などは「面倒をみていただいているので仕方がない」などと思い、施設側に言えない場合があります。あくまでも 関がい者本人を第一に考えて、 虐待について判断しましょう。



# 障がい者虐待の例は?

1 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加える、艾は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

#### 例えば

- ●殴る、蹴る、つねる。
- ●食べられないものを無理やり口に入れる。
- ●部屋に閉じ込める。
- イスやベッドにしばりつける。



●アザや傷が体にみられる

●こわがったり、おびえたりしている

人に相談するのをためらう

2 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること

文は障がい者にわいせつな行為をさせること。

#### 例えば

- ●性交をする、性的行為を強要する。
- ●性器への接触、裸にする。
- ●わいせつな映像を見せる。



●肛門や性器からの出血、傷が みられる

●卑猥な言葉を発するようになる

●性器を自分でよくいじるようになる

3 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言文は著しく拒絶的な対応文は不当な差別的言動その他障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### 例えば

- ●怒鳴る、ののしる、備奏する言葉を浴びせる。
- ●差別的に扱う。
- ●話しかけられても意図的に無視する。



●自傷行為や攻撃的な態度が みられる

サイン

- ●パニック症状を起こす
- ●接後障害(過食、拒食)がみられる
- ●無力感、なげやりな様子になる

放棄・放置

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく気ること。

### 例えば

- ●入浴させなかったり、衣服を取り替えない。
- ●ゴミを放置したままにしている。
- ●食事を与えない。
- ●必養な福祉サービスを受けさせない。



●身体から異臭がする、髪や爪 が汚れている



- ●部屋が汚れている
- ●極端に空腹を訴える
- ●養護者が病院へ連れて行かない

**経済的虐待** 解雇上の利益を得ること(障がい者の親族による行為が含まれる)。

#### 例えば

- ●障がい者本人の同意なしに財産 や預貯金を処分・運用する。
- ●首常生活に必要な金銭を障がい者本人に渡さない。
- ▶対められた賃金を支払わない。



□収入があるのに身なりが貧しく、 お金を使っている様子がない

●障がい者本人以外が靠釜や賃釜などを 管理している。



# 養護者や家族の方々も休息が必要です

障がい者虐待は、障がいに関する理解不足、介護疲れ、障がい者と養護者との人間関係の強弱など、さまざまな要因が絡み合って起こります。障がい者の介護をする場合は、養護者だけではなく家族全員が協力して行い、地域のさまざまなサービスも積極的に利用しましょう。

また、心身ともに疲れ切っている養護者には、息抜きや趣味の時間をもち、リフレッシュすることが必要です。もし困ったことがあれば、抱え込まずに担当窓口に相談して、アドバイスなどを受けましょう。地域の方々も養護者が孤立しないよう見中りましょう。

# 毎日の介護が大変で…

短期分所や通所サービスなどを 利用してみましょう。

# 介護のストレスや悩みが…

ੈ家族会に参加したり、カウンセリング などを利用してみましょう。

# 私 (養護者) にも障がいがあります…

養護者や家族の方々にも障がいがあり、障がい者に支援が行き届いていない場合は、専門的な機関に支援してもらいましょう。



だ。 に存防止 センター 各市町村担当窓口・各市町村障がい者虐待防止センターでは 次のような業務を行っています。

- ▶通報や属出の受付
- ▶障がい者や養護者に対する相談、指導、助言

## お問い合わせ・相談

# 福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

直通電話番号: 092-643-3838 FAX番号: 092-643-3304

( 受付 時 間: 平台 作 8 時 30 分から 午 後 5 時 15 分まで)

携帯電話番号: 080-8574-7234

(受付時間: 平日午後5時15分から午後9時まで)

メールアドレス(携帯): fukuokap-nogyakutai@docomo.ne.jp
※平当子後9時以降及び保首は、衛子審電話(上記携帯審号) 及び電子メール(上記フドレス) により対応





※このリーフレットの内容は主に厚生労働省資料「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」をもとに作成してます。

# 人権が尊重される社会を目指して ~県内で発生した人権侵害~

県では、これまで人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しているところですが、依然として、社会の様々な場面で、偏見や差別が存在しています。

このリーフレットでは、近年の人権侵害の状況や、本県 で発生した人権侵害の実例をご紹介しております。

県民の皆さんが人権問題を考える参考にしていただければ幸いです。



令和6年3月

福岡県福祉労働部 人権・同和対策局

# 人権侵害の状況

## 法務省:人権侵犯事件(令和5年)

人権侵害の疑いがあるとして、令和5年に全国の法務局が調査を行った「人権侵犯事件」は約8,201件で、前年に比べ342件(4.4%)増加しています。このうち、インターネットを利用した人権侵犯事件は940件で、前年に比べ13.5%減少しています。また、学校におけるいじめ事案は1,098件(対前年比4.9%増加)で、全事件数の13.4%を占め、依然として高い水準で推移しています。

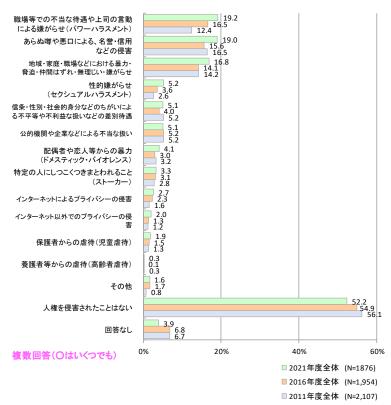
						単位∶件
	平成30年	平成31/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事件総数	19,063	15,420	9,589	8,581	7,859	8,201
(インターネット上の人権 侵害情報に関する事件)	(1,910)	(1,985)	(1,693)	(1,306)	(1,087)	(940)
(学校における いじめ事案)	(2,955)	(2,944)	(1,126)	(1,169)	(1,047)	(1,098)

# 福岡県:人権問題に関する県民意識調査(令和3年度)

~あなたは、これまで人権を侵害されたことがありますか?~

令和3年度に実施した「人権問題に 関する県民意識調査」では、「これまで に受けた人権侵害」として

- ◆「職場等での不当な待遇や上司の 言動による嫌がらせ」 **19.2%**
- ◆「あらぬ噂や悪口による、名誉信用などの侵害」 19.0%
- ◆「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」 16.8% がワースト3となっています。
- ※ 「配偶者や恋人等からの暴力 (DV)」(4.1%) など、一見小 さい割合のようですが、福岡県の 有権者 423 万人を母集団とする調 査結果ですから、統計上は県全体 で約 17 万人前後が DVの被害を 受けたことになります。



# 事例1: 障がいのある人の人権

## 障がい者就労支援施設における暴行事件

平成25年2月、県内の障がい者施設の男性職員が利用者に対する暴行容疑で逮捕されました。また、逮捕後、この容疑者は他県の系列施設でも障がいのある人にさまざまな虐待などを行っていたこともわかっています。

障がい者施設は、障がいのある方々が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設置されているものです。そのような施設において、虐待行為が起こることは断じてあってはならないことです。

「新聞見出し(H25.2.10)]

#### ■障がい者虐待事件の概要

発生場所	NPO法人が運営する障がい福祉サービス事業所
加害者	同施設の男性職員
虐待の内容 (逮捕容疑)	・男性利用者の頭の上に的を置き、千枚通しでダーツをした ・エアガンで撃つ 等



## 福岡県の取組

県では、毎年、障がい者施設の管理者や従事者に対して、障害者基本法や障害者虐待防止法の周知徹底、障がいのある人の権利擁護などについて、研修を実施するとともに、施設内においても改めて研修の実施を促すなど指導を行ってきたところです。

この事件を踏まえ、障がい者施設の職員に対する虐待の実例を交えた指導の実施、障害者施設における虐待防止体制の整備の推進など、再発防止のための取組を進めています。

# 事例2:こどもの人権

## 母と知人による児童虐待事件

令和3年3月、県内で、自身の子どもの食事を制限して低栄養状態に して死なせたとして、母親とその知人が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕 されました。

亡くなった子どもは、食事を抜かれるなどの虐待を日常的に受けていたとみられています。

【西日本新聞ニュース】 5歳餓死、母と知人女を逮捕 食事与えず致死容疑 福岡・篠栗町

2021/3/3 6:00

## 福岡県の取組

県では、児童相談所の相談援助体制を強化するため、児童虐待防止法が 改正された平成28年から令和4年度までに、県内6つの児童相談所の児 童福祉司を73名から138名と大幅に増員するとともに、保健師、警察 官、弁護士を配置するなど、体制強化を図ってきました。

これからも、子どもが虐待を受けることなく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、再発防止にいたるまでの切れ目のない取組を実施します。

### 児童虐待相談対応件数



# 事例3:高齢者の人権

## 認知症の父親に対する高齢者虐待

[新聞見出し(H22.11.10)]

平成22年11月、県内の男性が同居する76歳の 父親に対する暴行と傷害の疑いで逮捕されました。

約3年前から認知症で動作が不自由になった父親に 腹を立て、日常的に暴力をふるい、顎の骨を折るなどの 重傷を負わせた虐待行為でした。 |傷害容疑などで男逮捕

## 福岡県の取組

県では、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定して、県や市町村が目指 すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにして います。

第9次福岡県高齢者保健福祉計画(令和3年度~令和5年度)では、 「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れ た地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念としています。

この中で、高齢者が尊厳を尊重されながら地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や認知症高齢者を支える体制づくりを進めています。

### 県内における養介護施設従事者等による虐待

	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	
虐待件数	20件	22件	24件	20件	27件	

# 事例4:部落差別事案

## インターネット上の部落差別書き込み等

誰もが匿名で情報発信者になることができるインターネットの特性を悪用し、同和地区の場所を特定できる情報を発信したり、誰が同和地区の出身者であるかという情報を拡散させた事案が発生しています。

また、数年間にわたり複数回、特定の地域を同和地区であると書いた紙片を通学路に執拗に置き、通学中の生徒が拾うように仕向けた事案が挙げられます

## 福岡県の取組

部落差別は、人の心を傷つけるだけでなく、憲法で保障された基本的人権を侵害する行為であり、決して許すことのできないものです。県では、 法務局や県内市町村と連携しながら、部落差別のない社会の実現に向け、 教育・啓発を進めています。

部落差別を解消するためには、全ての人が人権尊重の意識を持ち、行動や態度、言葉で表していくことが必要です。県や市町村などで開催されている研修会や講演会に積極的に参加いただき、この問題について理解を深めてくださるようお願いします。

国は、平成28年に部落差別解消推進法を施行し、県においても平成31年に部落差別解消推進条例を施行しています。

今後も、条例に基づき、県民一人ひとりが部落差別の解消に関し理解 を深めていただけるよう啓発に努め、部落差別のない社会の実現に向け 取り組んでいきます。

# 部 落 差 別 (同 和 問 題) 一みんなの力で差別をなくそう—

昭和44(1969)年制定の「同和対策特別事業措置法」以降、30有余年にわたり部落差別(同和問題)の解消に向けた取組が進められました。

福岡県においても同和対策事業の実施によって、劣悪であった同和 地区の生活環境は大きく改善され、奨学金制度の充実など教育への取 り組みによって、「不就学児童・生徒」や「非識字」の問題も解消に向 かい、高等学校等への進学率も上昇するなど、同和地区住民の生活実 態も大きく変わりました。

しかし、同和地区住民の産業・労働問題については今なお重い課題が残されているほか、福岡県が実施している「県民意識調査」にも一部あらわれているように、結婚に際して、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意識、さらにはインターネット上での書込みなど、さまざまな形での差別事案が後を絶たない厳しい現実があります。

## 部落差別(同和問題)の解消のためには

私たちは、「差別はいけないことだ」ということはよく知っています。しかし、それだけでは部落差別(同和問題)はなくなりません。

まったくいわれのないこのような差別を解消するためには、まず私たちー人一人がその差別がどんなに不合理であるかを自らに問いかけ、自らの意識を見つめなおすことが必要です。

差別ほど人の心を傷つけるものはありません。何気なく発したつもりの言葉であっても、それによってはかりしれない心の痛みを覚える人がいることを決して忘れないようにしましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が平成28年12月16日から施行されました。

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」(平成31年福岡県条例第6号)を平成31年3月1日に施行しました。



福岡県福祉労働部人権・同和対策局 福岡市博多区東公園7番7号

Tel 092-643-3325

# 「人権問題に関する県民意識調査」

令和3年8~10月に、福岡県の有権者5,000人を対象に調査を行い、 1,876人の方から回答をいただきました。(全34問)

住宅を選ぶ際に、同和地区や外国籍住民が多く住んでいる地区などを避けることがあると思いますか?

「同和地区の地域内」についての忌避意識を聞いたところ、「避けると思う」が14.1%で、「どちらかといえば避けると思う」20.3%を合せると34.4%となっており、他の項目より強い忌避意識を示しています。

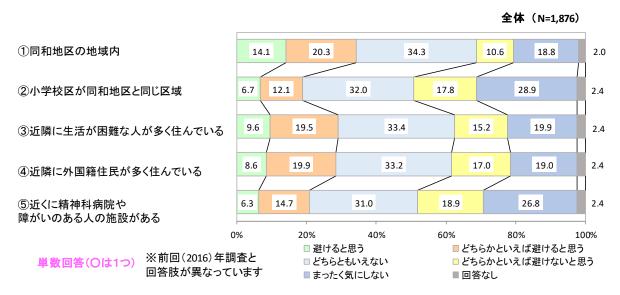
これに「近隣に生活が困難な人が多く住んでいる」29.1%、「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」28.5%、「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」21.0%が続いています。

「小学校区が同和地区と同じ区域」は18.8%ですが、それでも2割弱は忌避意識を示しています。

引越しや宅地建物の取引において、「同和地区の物件ですか。」、「その近くに同和地区がありますか。」といった役所等への問い合わせが行われています。

こういった問い合わせの背景には、ある土地(地域)について、「できれば避けたい。」といった意識(忌避意識)が残っているからではないでしょうか。

このように同和地区の有無を問い合わせたり、調査することは、結果としてその土地に住む人びと全体に対する差別を助長することとなります。 どこで暮らしているかによって差別することは人権を侵害することに 他なりません。住んでいる土地によって差別されることの問題を私たち一 人ひとりが考える必要があります。



## 講師団講師あっせん事業

福岡県は、国、市町村、企業、地域などで行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、講師団講師あっせん事業を実施しています。 講師団講師あっせん事業とは、国、市町村、企業、地域などの求めに応じて、講師をあっせんするものです。

講師団講師は、同和問題に係る啓発・研修講師団とその他の人権問題に係る啓発・研修講師団があり、それぞれ学識経験者、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

### 【費用負担について】

企業、地域などが行う研修に講師団講師をあっせんした場合の謝金・旅費については、<u>福岡県が負担</u>します。

### 【研修情報誌「すばる」について】

講師団講師あっせん事業の概要や利用方法等を掲載した情報誌を作成しています。 県のホームページにも掲載していますので、御参照ください。

(ホームページアドレス) https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html

企業や業界団体等が講師団講師あっせん事業を活用して研修を実施した場合は、福岡県入札 参加資格審査における地域貢献活動評価項目の人権・同和啓発研修の対象となります。 詳しくは、福岡県ホームページから「人権・同和啓発研修」を検索してください。

問い合わせ先

福岡県福祉労働部

人権 · 同和対策局調整課

電話 092-643-3324

ファクシミリ 092-643-3326

## 障がい福祉の現場におけるハラスメント対策

障がい福祉サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての事業所に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることになり、令和3年に一部改定された運営基準(省令)において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントへの対策が明文化されました。事業主が講ずべき措置の内容及び講じることが望ましい取組について、新たに記載がありますので、遺漏なきようお願いします。

ハラスメント対策を講じるにあたっては、以下の厚生労働省ホームページ等を参考 にしてください。

○ 厚生労働省ホームページ「職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュ アルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラス メント)」

 $https://www.\,mhlw.\,go.\,jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyoukinto\,u/seisaku06/index.\,html$ 

○ 厚生労働省ホームページ 「障害福祉の現場におけるハラスメント対策」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789\_00012.html

## みんなで目指そう! LGBT フレンドリーなまちづくり

福岡県では、LGBTなど性的少数者の方々に対する正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組みを進めています。

この取組みの一環として、性的少数者の方々への配慮事項などについて学べるガイドブックをNPO法人 Rainbow Soup (レインボースープ) と協働し作成しました。また、令和4年4月から、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、「福岡県パート

ナーシップ宣誓制度」を開始しました。

### 〇「レインボーガイドブック」

URL <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rainbowguidebook.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rainbowguidebook.html</a>

〇「福岡県パートナーシップ宣誓制度」

URL https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html

資料6

## 事故発生時の対応について

障がい福祉サービス等の提供中に事故及び事件が発生した場合は、利用者の家族等に連絡し、対応について説明を行うとともに、県及び支給決定市町村に「事故報告書」 (別添)を提出してください。(事故報告書の提出先は下記参照)

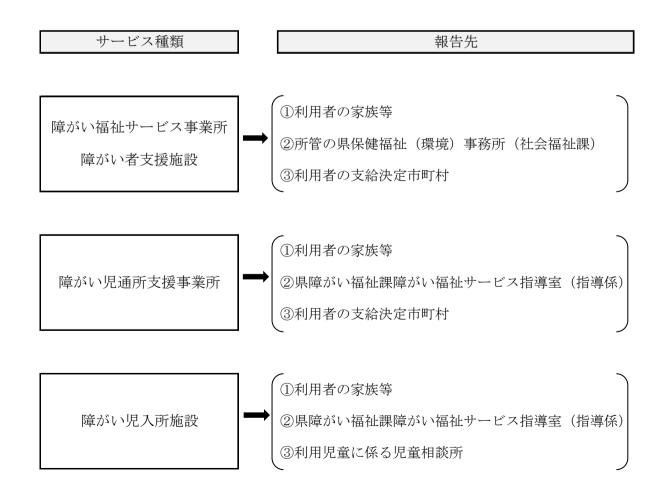
事故等が発生した場合は、同様の事故が再び起こらないように、事故等が発生した要因分析、再発(未然)防止のための改善策の検討、改善策の実践を行っていただき、その取組み内容を事故報告書に記入してください。

### <報告を要する案件>

- ・入所者、入居者の施設(ホーム)外での死亡(入院中、帰宅中等)
- ・所在不明、犯罪行為・触法行為
- · 食中毒、感染症
- · 骨折、誤嚥、誤薬
- ・送迎中の交通事故
- ・利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故、予期していなかったアクシデントなど

#### 【障がい福祉サービス事業所等における事故報告の流れ】

- ※下記フロー図は県所管の障がい福祉サービス事業所等が報告を行う場合を示しています。
- ※下記①、②及び③全てに連絡を行い、必要な措置を講じてください。



# 事」故報告書

									記入	<del>*</del>							記入名	∓月日	令和	年	F	₹	日(	)
									記 人	11							提出名	₹月日	令和	年	F	₹	日(	)
事	業	所	名							=	事業月	<b>听所在</b>	生地											
事	業	種	뭬								1業所	電話	<del>工</del>											
7		1=		Jガナ)				Ι.		-			ш.)											1
		-	氏	名				年	龄	1	生 5	到		受制	給者	番号								
利	用:		障: 種	が い 別		□○を付けてく 知的障がい		5 <sup>*</sup> し <b>ヽ</b> (	(発達障が	いを防	<b>₹</b> <)	発	達障	がい	そ	の他心	身の機	能の障	がしい		がい 髪区分			
			住	所								-					話番			_				
援	謹				属する市町村名 果・担当者名)											報	告年月	B	令和	年	月	日	(	)
実施		<u> </u>	事業	所所	在地の市町村名 果・担当者名)											報	告年月	日	令和	年	月	日	(	)
	日		( 1.	<u>: ヨ :</u> 時		<u> </u> 令和	 年 月	日	( )	時	÷ 3	 分				(;	<b>犬況図</b> )							
	発	生	步	,所																				
	重:	<b>劫</b> 刍	e か	種類	□死亡 □転倒・		方 □誤嚥				感染症	<b>並</b> ロ	暴力	行為										
	対				□行万个明 □3	で通事故 □事	事業所の事	故(火	〈災等)	ロその	)他(					)								
事	_		当																					
事故等の概要																								
概要																								
	事	故争	≨ ກ	内容																				
			本的																					
	笙	_		 見 者																				
				—		コリハビリ中	ロレク	レーシ	ション中		事中	ı [	]移動	肿		その他	(			)]				
発見時の状況																								
時の状	発	見. 昨	<b></b> きの	状 況																				
涗		, o	, ,	J 7 7 5																				
					(対応者・時間等	穿を明確に)																		
	応急	急処	·置σ	概要																				
	治;	唐等	を行	った																				
				関 等					診断	結 果														
事	2/		hn																					
<b></b> 時	治	寮 •	処遣	内容																				
事故時の対応																連	絡日時	· 令和		] E	<b>3</b> (	)	 時	分
,/U	連問	絡		, た													 絡日時				 ∃ (	)	 時	分
	関	係	榜	関													絡日時					)	時	分
	家	族	等。	~ の												<u> </u>		ı						
				況																				
				賞の																				
	発	生		況																				

	1	
その後の経過	その後の経過	
	顚末 (結果)	
	事故等が発生した要因分析	
再発(未然防止)のための取組み	再発(未然)防止のための改善策	
	改善策の実践状況	
※事	 故発生後、本県に対し	 て速やかに報告ができていない場合その理由
(備	考)	

> 6 障 第 7 6 5 号 令和 6 年 6 月 1 7 日

指定障がい福祉サービス事業所等管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室長

指定障がい福祉サービス事業所等における風水害対策の強化について

日頃より本県の障がい福祉の向上に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、集中豪雨や台風など災害発生の懸念される時期が近づいてきました。近年の 災害は、広範な地域において多くの人命や家屋への被害をもたらし、県内の障がい福 祉サービス事業所等においても被害を受けました。

貴職におかれましては、それぞれの事業所等における非常災害に関する計画を改め て確認のうえ、風水害対策に万全を期すとともに、万が一災害が発生した場合には利 用者等の安全確保を第一として迅速に対応されるようお願いします。

なお、被災した場合には、まず利用者等を守る適切な対応を行った後に、別添「被 災状況報告書」(様式1)により、所管の保健福祉(環境)事務所又は障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室へ速やかに報告いただきますようお願いします。

報告様式については、県のホームページにも掲載しますので、御活用ください。

#### 【報告様式掲載先】

県庁トップページ>テーマから探す>健康・福祉・子育て>障がい福祉>障がい福祉情報

※ 風水害以外の災害(地震災害等)についても、被害がありましたら「被災状況報告書」 にて報告をお願いします。

問合せ先:障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指導係

TEL: 092-643-3838 FAX: 092-643-3304

## 被害があった場合のみ報告してください。

様式1

令和 年 月 日

○○保健福祉環境事務所長 殿(○○課○○係)

梅雨前線豪雨 台風〇〇号 による被災状況報告 その他()

1 施設概要

		<u> </u>											
施	設	種	別	施	設	名	定	員	設置主体	所在地	罹災月日	担当者名	連絡先

2 人的被害 ( ある ・ ない ) \* 「ある」場合は以下を記入してください。

		- '			
(1) 入克	听者 ( ある	・ ない )*「ある	5」場合は以下を記入し	てください。	
	原	因	被害内容	対	応
(2) 職員	美等 (ある	<ul><li>ない )*「ある</li></ul>	」場合は以下を記入し	んてください。	
	原	因	被害内容	対	応

3 物的被害 ( ある · ない ) \* 「ある」場合は以下を記入してください。

(1	1)	建	物	( ある	・ない	)*「ある	」場合	は以	下を	記入し	てください。			
				原	因		被	害	内	容		対	応	
(2	)	その	741	( t Z	- +>1\	) * 「ある	中中人	1+11	下た	量コ ス I	てください。			
	-/	( 0	<u>기반</u>	<u>( ある</u>	・ ない	<u>/ かしめりつ</u>	<u>」物ロ</u>	<u>は以</u>	<u> いで</u>	記人し	<u>,                                    </u>			
	-/	( 0	<u> </u>	<u> ( める</u> 原	<u>・ ない</u> 因	<u> / ተ ፡                                 </u>	」場口 被	害	内	<u>記入し</u> 容	/ C \ / 2 @ 6 1	対	応	
	-/	( 0	7 IE			<u> </u>			_		ر درادون،	対	応	

4	運営への影	:響(	ある	<ul><li>ない 〕</li></ul>	) *「ある」場合は以 <sup>-</sup>	下を記入してく	ださい。
---	-------	-----	----	------------------------	--------------------------	---------	------

5 被害概算額・保険の状況

被害概算額: 円

保険の使用状況 (全額保険適用 ・ 一部保険適用 ・ 保険適用なし)

- \* 2次災害の防止等について
  - 入所者の安全確保等の運営面で適切な対応を行ってください。
- \* 被災状況の記録について
  - 写真等により被災状況を的確に記録してください。
- \* 報告の期日

利用者等の安全を確保した上で、災害が生じた日からなるべく速やかに報告してください。(利用者等の安全確保のため報告書を作成する暇がないことが予想されます。

その時には、電話での御報告でも構いませんので、報告内容を口頭で連絡してください。)

# 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

0

障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります

報告

必要に

応じて

調査

資料8

閲覧

(インターネット)

### 障害福祉サービス等の施設・事業者

### 都道府県等

### <障害福祉サービス等情報>

- 基本情報
  - (例) 事業所等の所在地 従業員数 営業時間 事業所の事業内容 等
- 運営情報

障害福祉サービス等に関する 具体的な取組の状況

- (例) 関係機関との連携 苦情対応の状況 安全管理等の取組状況等
- 都道府県が必要と認める事項 (任意)

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

## ○障害福祉サービス等情報の公表

施設・事業者から報告された情報を集 約し、公表。

> 反 映

【○障害福祉サービス等情報の調査

新規指定時、指定更新時、虚偽報告が疑われる場合などにおいて、必要に応じ訪問調査を実施し、結果を公表に反映。

利用者

# 障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を F A X 送信票(裏面)にて報告してください。

○ 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

#### 手順2

- 情報公表システムより、ログイン I\_D・パスワードが通知されます。
- ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

#### 手順3

- **手業** 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。
  - 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
    - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 🚥 (修正の上、再度報告します。)
    - 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

○ 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

☆ 福岡県からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

福岡県 障害福祉サービス等情報公表制度

**給** 委

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)等の 資料を掲載していますので、是非ご活用ください。

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/



福岡県障がい福祉課ページ内【その他のお 知らせ】にあります。

お問い合わせ先:福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指定係

電 話: 092-643-3312 gg FAX: 092-643-3304

メールアドレス: shiteishidou@pref.fuktoka.lg.jp

## 情報公表システムにおける基本情報登録依頼書

※がついている項目は入力必須項目となります。

不備がある場合、システムへの登録ができませんので御留意ください。

	法人番号(13桁)※	
	種類※	
	(ふりがな)※	
法人情	名称※	
	所在地※	<b>〒</b> ( − )
	電話番号※	
報	FAX番号	
	ホームページ URL	
	システムからの連絡用 メールアドレス(★1)※	
	代表者の職名/氏名※	
	設立年月日(西暦)※	

#### **★**1

- ・メールアドレスに入力間違いがある場合、ID及びパスワードの発行ができません。
- ・情報公表システム上の審査・承認等は、都道府県、指定都市、中核市ごとに行いますので、他自治体に事業所がある 法人については、福岡県用のアドレスを記入してください。

	太人に Jいては、 恒岡県用の	アレスを記入していた。
	事業所番号(10桁)※	
	(ふりがな)※	
	名称※	
	所在地※	〒( — )
	電話番号※	
車	FAX番号	
事業	メールアドレス <mark>※</mark>	
所 情	ホームページ URL	
報	管理者氏名 <mark>※</mark>	
	管理者職名 <mark>※</mark>	
	サービスの種類(★2) <b>※</b>	1
		2
		3
		4
		5

★2 サービスの種類の2行目以降は、同一事業所で複数のサービスを一体的に行う場合、すべて記載 してください。

〇情報公表システム担当者名※

○連絡先※

提出先: 福岡県福祉労働部 障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係 shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第76条の3に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の18に規定する情報公表対象支援等情報(以下、「障がい福祉サービス等情報」という。)の公表等について、必要な事項を定める。

### (実施主体等)

第2条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18 第1項に規定する対象事業者(以下「事業者」という。)に対し、指定障がい 福祉サービス事業者等に係る指定を行った知事とする。

ただし、市町村長(指定都市及び中核市の長を除く。)から指定を受けた指 定特定相談事業者が提供する指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援事 業者が提供する指定障がい児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、 当該市町村を管轄する知事とする。

#### (基準日及び実施期間)

第3条 実施要綱等の基準日は毎年度4月1日とし、実施期間は毎年度4月1日から1年間とする。

#### (報告の対象となる事業者)

- 第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18 第1項の規定により、新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しよう とする事業者については、指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようと するときに報告の対象となる。
- 2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則(以下、「障総則」という。)第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則(以下、「児福則」という。)第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障がい福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

#### (情報の報告)

- 第5条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム(以下、「公表システム」という。)を通じて知事に報告することとする。なお、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告することができる。
- 2 報告の内容は、基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している 事業者については障総則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の

規定に基づき、障総則第65条の9の8別表第1号及び別表第2号又は児福則第36条の30の4別表第2及び別表第3に掲げる項目とする。また、基準日以降に指定障がい福祉サービス等の提供を開始する事業者については障総則第65条の9の8別表第1号又は児福則第36条の30の4別表第2に掲げる項目とする。

- 3 報告の開始日は、基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度(以下、「報告年度」とする。)の5月初日とする。また、基準日以降、新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定を受けた日とする。
- 4 報告の期限は、基準日より前に指定障がい福祉サービス等を提供している 事業者については、報告年度の7月末日とする。また、基準日以降、新たに指 定障がい福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定 を受けた日から1か月以内とする。
- 5 報告は年1回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、 FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて修正又は変更があっ た時はその都度知事に報告する。

#### (情報の公表)

- 第6条 知事は、実施要綱に基づき事業者が提供する指定障がい福祉サービス 等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実 施した場合には、当該調査結果について公表する。
- 2 公表の方法は、インターネットによるものとする。
- 3 知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等を行 うものとする。

#### (調査の実施)

第7条 知事は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査を実施することとする。

#### (苦情等の対応)

第8条 公表されている情報に関して利用者等からの苦情に対応する窓口を、 福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室に置く。

#### 附則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和6年6月13日から施行し、令和6年度報告分から適用する。

資料9

#### 指定業務に関する各種届出について

運営体制等が変更になった場合、手続きごとに定められた期限までに届出等を行う必要があります。

また、手続きごとに必要となる様式、添付書類等が異なりますので、必要書類をご確認の上、提出ください。

#### 1 提出期限

	項目	提出期限(※1)
指定	定申請(※2)	指定予定月の前々月 16 日まで
変	名称(施設)の変更 等	変更があった日から 10 日以内まで
更届	所在地、定員増減等の変更(※2)	変更予定月の前々月の16日まで
加	加算の変更(※3)	前月 15 日まで
算	前年度実績によるもの	4月中(新年度からの新規・変更の場合)
変見	更指定申請(※4)	変更予定月の前々月の16日まで
廃」	上・休止	変更予定日の1か月前まで
再原	·····································	再開の日から 10 日以内

- ※1 提出期限が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日までとなります。
- ※2 指定申請や所在地変更、定員増の場合等については、事前協議(図面の確認等)を 行う必要があります。
- ※3 16日以降に届出がなされた場合、翌々月からの算定になります。 なお、加算要件を満たさなくなる場合や単位数が減少する場合は、すみやかに届出 を行ってください。その場合、算定されなくなった事実が発生した日から減額となり ます。
- ※4 下記の①または②に該当する場合、変更指定申請の提出が必要です。
  - ① 生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスに係る定員の増を行う場合
  - ② 障がい者支援施設において、障がい福祉サービスの種類(生活介護、就労継続支援 B型)を追加する場合

## 2 提出先

## ○ 指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設

事業所の所在地	提出先
筑紫野市、春日市、大野城市、太	筑紫保健福祉環境事務所
宰府市、那珂川市	TEL:092-513-5626
17.6.1.	〒816-0943 大野城市白木原3-5-25
	粕屋保健福祉事務所
古賀市、糟屋郡	TEL:092-939-1592
	〒811-2318 粕屋町戸原東1-7-26
	糸島保健福祉事務所
糸島市	TEL:092-322-1449
	〒819-1112 糸島市浦志 2 - 3 - 1
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	TEL:093-201-4162
	〒807-0046 水巻町吉田西2-17-7
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎
世方川、	TEL:0949-23-3119
按于句、	〒822-0025 直方市日吉町9-10
	田川保健福祉事務所
田川市、田川郡	TEL:0947-42-9315
	〒825-8577 田川市大字伊田3292-2
小型士 るちは士 胡会士 胡会	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉	TEL:0942-30-1072
郡、三井郡	〒839-0861 久留米市合川町1642-1
大牟田市、柳川市、八女市、筑後	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎
市、大川市、みやま市、八女郡、	TEL:0943-22-6971
三潴郡	〒834-0063 八女市本村 2 5
	京築保健福祉環境事務所
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	TEL:0930-23-2970
	〒824-0005 行橋市中央1-2-1

## ○ 指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児入所施設の場合

事業所の所在地	提出先
福岡市、北九州市、久留米市を	福岡県庁 福祉労働部 障がい福祉課
<u>除く</u> 福岡県内の市町村	障がい福祉サービス指導室 指定係
(久留米市に所在する障がい	TEL:092-643-3312
児入所施設を除く)	〒812-0057 福岡市博多区東公園 7 - 7

## 指定更新について

- ・障がい者に係る指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設については、障害者総合支援法に基づき、<u>6年ごとに指定の更新を受ける必要</u>があります。
- ・また、障がい児に係る指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児入所施設 についても、児童福祉法に基づき、<u>6年ごとに指定の更新を受ける必要</u>があり ます。
- ・今年度は平成30年度指定事業所が更新時期となりますので、指定通知書等 でご確認ください。
- ・指定更新については、新規に指定を受ける場合と同様の手続が必要であるため、事前準備をお願いします。
- ・多機能型事業所において、事業の追加等により有効期間の満了まで期日がある事業も併せて更新手続きが可能です。その場合、先に更新される事業の有効期限と同日付になります。
- ※下記から指定申請書様式をダウンロードして作成のうえ提出してください。

#### ○障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所

福岡県庁HPトップページ

- →組織から探す
- →福祉労働部・障がい福祉課
- → (見出し) 障がい福祉事業所(指定)
- →障がい福祉サービス事業所指定申請書類及び関係通知等

#### ○障がい児通所支援事業所及び障がい児入所支援事業所

福岡県庁HPトップページ

- →組織から探す
- →福祉労働部・障がい福祉課
- → (見出し) 障がい福祉事業所(指定)
- →【障がい児通所支援事業・入所施設】事業所指定申請書類及び関係通知等

### ○業務管理体制の整備について

#### 1. 趣旨

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防ぐとともに、利用者または入所者の保護と障がい福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、平成24年4月1日から業務管理体制の整備・届出が義務づけられています。

まだ提出いただいていない法人、または届出内容に変更のあった法人はすみやかに届出を行ってください。

#### 2. 届出先・お問い合わせ先

区分	届出先
	厚生労働省本省
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	(社会・援護局障害保健福祉
	部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業	48)
者であって、すべての事業所等が同一市町村内(政令市除く)に	市町村障がい福祉担当課
所在する事業者	
③ 事業所等が政令市、中核市のみに所在する事業者	各政令市、中核市
※ 中核市に障がい児入所施設が所在する場合を除く	障がい福祉担当課
④ ①、②および③以外の事業者	福岡県障がい福祉課

#### 3. 届出内容

9· 福岡, 1日	
指定事業所の数(※1)	届出事項
全ての事業所等	様式1号(障害者総合支援法)または2号(児童福
	祉法)(※2)
	事業者等の名称又は氏名
	事業者等の主たる事業所の所在地
	事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」の氏名、年月日
事業者等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業者等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

※1…事業所の数はサービス種類ごとに数えます。

同一法人内で、

A事業所…居宅介護、重度訪問介護

B 事業所…生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型

を行っている場合、事業所数は5つになります。

※2…それぞれの事業所の区分ごとに届出書の提出をお願いいたします。たとえば居宅介護と同行援

護、計画相談支援を行っている場合、第1号様式の法第51条の2(指定障害福祉サービス事業者 及び指定障害者支援施設等の設置者)と法第51条の31(指定一般相談支援事業者及び指定特定 相談支援事業者)の2枚の提出をお願いいたします。

第1号様式	法第 51 条の 2	居宅系事業所、日中活動系事業所、障がい者支援施設
(総合支援法)	法第 51 条の 31	一般相談支援、特定相談支援
第 2 号 様 式	法第 21 条の 6	指定障がい児通所支援事業者等
(児童福祉法)	法第 24 条の 19 の 2	指定障がい児入所施設等の設置者
	法第 24 条の 38 の 2	指定障がい児相談支援事業者

#### 3. 届出書記入上の注意事項

#### 1「事業者」欄

- ・ 事業者欄には事業所ではなく、法人(事業者)の情報を記入してください。
  - 2「事業所名称等及び所在地」欄
- ・ 事業所名称を正確に記入してください。スペースが足りない場合は別紙でかまいませんので記入 をお願いいたします。
  - 3 「障害者総合支援法施行規則第 34 条の 28 及び第 34 条の 62 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出 事項」欄
- ・ 法令遵守責任者については何らかの資格を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法 及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務 部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任 してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

#### その他

- 「事業者(法人)番号」には記入しないでください。
- ・ 第1号様式は障害者総合支援法に基づくサービス事業所、第2号様式は児童福祉法に基づくサービス事業所に提出していただくものです。お間違えのないようにお願いします。
- ・ 届出事項の変更(第3号様式、第4号様式)はすでに届け出た事項に変更があった際に提出してください。なお、「5、事業所名称等及び所在地」については、事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。
- ・ この業務管理体制の届出は毎年提出するものではなく、変更が生じたときにその都度届け出ていただくものです。
- 詳しい記入要領や記入例は以下のホームページに掲載しているので参考にしてください。 県庁トップページ≫組織から探す≫福祉労働部障がい福祉課≫その他のお知らせ≫ 「障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備について」 をクリックしてください。

<b>四</b>	
文门留万	

## 業務管理体制に係る届出書

令和 年月日

福岡県知事 殿

事業者名称代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	事業	者(法	人)看	昏号																
1	届出の内容					•														
	(1) 法第 51 条の	) 2 第 2	2 項、	第 5	1条	の 31	l 第	2 項	頁関	係	(整	(備)								
	(2) 法第 51 条の	) 2 第 4	4 項、	第 5	1条	の 31	l 第	4 J	頁関	係	(区	分	)変!	更)						
	フリガナ																			
	名称又は氏名																			
	住所	(郵付	便番号	<u>-</u>	_			)												
	(主たる事務所		者	邓道					郡	F	Ħ									
2	の所在地)		屠	守県					区											
事		(ビ)	ルのタ	5称等	Ē)															
	連絡先	電話	番号						F	ΑХ	【番	号								
業	法人の種別							•												
	代表者の職名・氏	職			フリ	リガナ	-					<u> </u>	E年			<u>⊬</u>	-	1	П	
者	名・生年月日	名		Ī	氏	名						F	月			年	F	3	日	
71		(郵付	便番号	<u></u>	_			)												
	ルナオのみず		者	邓道					郡	Ī	Ħ									
	代表者の住所		斥	守県					区											
		(ビ)	ルの名	5称等	Ę)															
3	事業所名称等	事業	<b></b> 養所名	称	指定	定年丿	月日	事	業	所	番	号			所	在	:	地		
	及び所在地																			
		計	ヵ所	ŕ																
4	障害者の日常生活	(1)	)法第	551	条の	2		•					•							
及	び社会生活を総合		定障割				な事	業者	行及 计	びキ	旨定	障津	者	支援	施設	字	のi	設置	引者	-)
的	」に支援するための	(41.7												- 42						
注	注律上の該当する条	(2)	)法第	551	条の	31	(指)	定框	談	支持	爰事	業者	ŕ)							
文	(事業者の区分)																			
5	障害者の日常生活	第2-	号	去令達	宇責	<b>責任者</b>	針の!	<b></b>	j (7	リカ	<u>`</u> †)				生年	月	日			
	び社会生活を総合																			
1	に支援するための																			
	律施行規則第34条	第3-	号 弟	美務カ	ぶ法令	うに通	首合'	する	<u>ز</u> ک	とを	と確	保す	つるか	とめ	の規	見程	の <sup>7</sup>	概要	—— 更	
	28 及び第 34 条の																	.,		
	2第1項第2号から	第4-	号   第	美務報	対行の	つ状り	己の身	监查	<b>E</b> の)	方法	去の	概要	4							
	4 号に基づく届出																			
事	·項				,															
6	区分変更前行政機	<b>對名称</b>	、担当	当部(	(局)	課													_	
区区	事業者(法人)番-	号																		
分	区分変更の理由																			
区分変更	区分変更後行政機	関名称	、担当	当部 (	(局)	課														
	区分変更	日							左	F.		月			日					

受付番号	

#### 業務管理体制に係る届出事項変更届出書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																	
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更があった事項

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名 (フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

	変	更	の	内	容		
(変更前)							
(変更後)							

受付番号
------

## 業務管理体制に係る届出書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者	皆(法人	)番号	<del>,</del>														
1	届出の内容																		
	(1)児童科	畐祉法第	第 21 条 0	)5の	26 第	第2項、	第	24	条の	19	0)	2,	第	24	条の	38	第	2	項
	関係(生	整備)																	
	(2)児童福	畐祉法第	第 21 条 0	05の	26 第	94項、	第	24	条の	19	0)	2,	第	24	条の	38	第	4	項
	関係(2	区分の変	変更)																
	フリガ	ナ																	
	名称又は日	氏名																	
	住原	近	(郵便	番号	_			)											
	(主たる事務	务所		都道					郡	市									
2	の所在地)			府県	:				区										
事			(ビル)	の名称	等)														
,	連絡	先	電話番	号					FA	X犁	号								
業	法人の種	別																	
	代表者の職名	名・氏	職		フ	リガナ	-					生	年		F		н		-
者	名・生年月日	∃	名		氏	名						月	日		1	丰	月		日
			(郵便	番号				)											
	小士士の左	+r		都道					郡	市									
	代表者の信	王所		府県	:				区										
			(ビル)	の名称	等)														
3	事業所名称	等	事業	<b>听名称</b>		指定年	月日		事 業	所	番	뮷			所	在	坩	ħ	
	及び所在:	地																	
			計	ヵ所															
4	児童福祉法上	一の該			1 条 0	つ 5 の	26	(指	定障	害!	見通	所	 支担	金事	業者	等)			
当する条文(事業者						D 19 0											子)		
	区分)	- /	` '			0 38										<u>р.</u> ,	1/		
	<u></u>	行規	第2号	1								- 1//	T /I		<u>/</u> 生年 <i>/</i>	月 F			
則第 18 条の 38、第			N1 2 /J	12 13	位 1	P. IL I	1 4 7 1	V-L	1 (///	<b>v</b> /					<u> </u>	<b>√1</b> ⊢	'		
25 条の 23 の 2 及び																			
第 25 条の 26 の 9 第			第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																
1 項第 2 号から第 4						-													
	号に基づく届出事項 第4号 業務執行の状				の状況	己の胃	生 查	の方	法の	り根	要								
	1			担当部	(局)	)課													
	6 区分変更前行政機関名称、担当部(局)課 事業者(法人)番号											T							
分	区分変更の理由									!	1	1					-		
区分変更		区分変更後行政機関名称、担当部(局)課																	
史	区分変		3						年			月			日				

受付番号	
又口田フ	i

#### 業務管理体制に係る届出事項変更届出書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

事業者 名 称 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号									

変更があった事項

- 1 法人の種別、名称 (フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名 (フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容	
(変更前)	
(変更後)	

#### 障がい福祉課の許可申請・届出関係資料のダウンロードについて

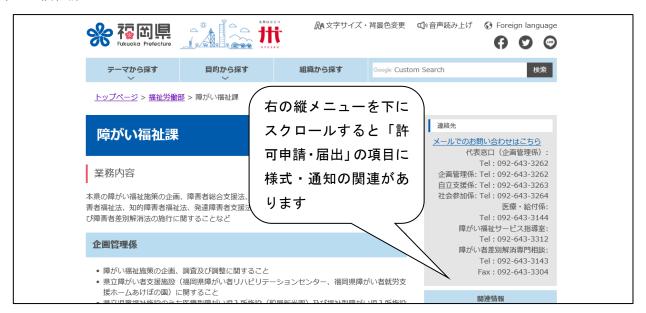
- 1 福岡県庁トップページの「組織から探す」をクリック
- 2 「所属一覧」が表示されたら「福祉労働部」の「障がい福祉課」をクリック
- 3 「障がい福祉課」のページが表示されたら、<u>右縦メニュー欄の「関連情報」の「許可申請・届出」</u>より指定事業者に関する資料をクリックしてください。

# 「福岡県庁トップページからのアクセス方法」

(アドレス <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp">http://www.pref.fukuoka.lg.jp</a>)



#### 障がい福祉課のページ



## 障がい福祉サービスに係る質問受付について

#### 事業者からの質問受付の電子照会について

県が所管する障がい福祉サービス等の事業者からの問い合わせに対する回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るため、事業者から福岡県への照会は簡易電子申請システムにより行うよう御協力をお願いします。

質問(電子照会)に対する回答は、各所管の部署から行います。

#### (表 1)

種別	回答先
障がい福祉サービス事業所	   各保健福祉(環境)事務所
障がい者支援施設	谷体健悃性(垛塊)事物別
障がい児通所支援事業所	
障がい児入所支援施設	障がい福祉サービス指導室
地域相談支援事業所	

#### 電子照会等の対象事務について

次の事務に係る県所管の障がい福祉サービス等の事業者からの照会等は、簡易電子申請システムで行うこととし、各所管の部署からは電話、メール等により回答します。

#### (1) 対象事務

県所管の既存事業者からの障がい福祉サービス、障がい児通所支援等に係る事業所 運営に関する法令・通知・事務処理等の解釈・適用に関する県(簡易電子申請システム)への問い合わせ。

(表2) <簡易電子申請システムにより照会を受け付ける事務>

#### 対象事務 対象外事務 ○事業所運営中、次の事務 ○事業所運営中、次の事務 人員配置等の指定基準 • 災害、虐待、感染症、事件、事故、通 加算等の報酬算定事務 ・障がい福祉サービス等の情報公表制度 ・新規(定員増の変更申請を含む。)の指 ・指導監査(集団指導を含む。)事務 定・認可の協議 • 業務管理体制 ○事業所運営ではない事務 • 指定更新、変更届、体制届出 ・施設整備などの補助金事務 ・変更等の認可 • 財産処分 ・喀痰吸引等行為(特定の者対象)に関 ・県からの照会事務 する事務 (別に指定するものは除く。) ・固定資産税に係る非課税証明等 ・処分に対する不服申し立て 等

人員・設備・運営に関する基準、報酬に関する基準等のお問い合わせは、厚生労働 省及びこども家庭庁の関連ページにて基準等を御確認の上、簡易電子申請システムに よりお問い合わせいただくようにしてください。 (厚生労働省関連アドレス)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/service/index\_00001.html

(こども家庭庁関連アドレス)

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/

<u>※上記アドレス内の「障害福祉サービスに係る Q&A」等に同様の質問内容が掲載</u>されていないか事前に御確認のうえ照会を行うようにしてください。

#### (2) 県への照会方法

簡易電子申請システムにて照会(電話による照会はお控えください。)

- ○福岡県簡易電子申請システム
  - URL:

https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=wQdvpmJS

・QR コード:



#### ○運用開始日

令和5年12月11日

注1:県への質問は、余裕を持って県簡易電子申請システムより照会してください。

注2:質問の内容によっては、国への確認が必要となるため、回答までに時間を要する場合がありますのでご承知おきください。

注3:市町村が所管する事業に係る報酬算定や指定基準などに関する問い合わせは、 所管する市町村が回答するものであり、県では回答できないため、問い合わせ をお控えください。

## 「強度行動障がいがある方への支援事例集」の作成について

#### 〇「強度行動障がい」とは

「強度行動障がい」とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本 人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された 支援が必要になっている「状態」のことをいいます。

#### ○事例集作成の背景

県では、平成27年度から、障がい福祉サービス事業所等において強度行動障がいのある方を支援する従業者を対象に強度行動障がい支援者養成研修(基礎・実践)を実施し、適切な支援を行う人材の育成を図ることにより、受入体制の整備を進めてきました。また、これまでに事業所において強度行動障がいのある方を受け入れ、専門的な支援等を行うことにより、その状態が改善した事例があるとの報告を受けています。

今回、こうした改善事例を収集・整理し、市町村担当部署や障がい福祉サービス事業所等の関係者に広く周知することで、受入体制の整備がより進むよう取り組むこととしました。

#### 〇資料掲載箇所

福岡県ホームページ > テーマから探す > 健康・福祉・子育て > 障がい福祉 > 障がい福祉サービス事業所 > 令和6年度集団指導について > 2.参考資料 > (8)事例集

## 介護職員等による喀痰吸引等(特定行為)の実施について

#### 1 介護職員等による喀痰吸引等に係る制度の改正について

平成24年4月1日から、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)の施行に伴い、介護職員等においても、一定条件の下で喀痰吸引等(特定行為)業務を実施できることになっています。

喀痰吸引等(特定行為)業務とは、①口腔内の喀痰吸引②鼻腔内の喀痰吸引③気管カニューレ内部の喀痰吸引④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養⑤経鼻経管栄養の5種類です。

喀痰吸引等(特定行為)業務の実施が認められる介護職員等とは、認定特定行為業務従事者 として都道府県知事が認定した者に限られ、また、喀痰吸引等(特定行為)業務を実施する事 業所は、登録特定行為事業者として都道府県知事が登録した事業所である必要があります。

制度の概要については、別紙の厚生労働省パンフレットの内容をご覧ください。

#### 2 各種登録申請手続きについて

介護職員等による喀痰吸引等(特定行為)業務を実施するためには、認定証の交付及び事業者登録の手続きが必要になります。

#### (1) 認定特定行為業務従事者の認定証交付申請に関する手続きについて

都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等の研修を修了された方は、認定特定行為 業務従事者認定証の交付申請の手続きが必要となります。

なお、看護師又は准看護師の資格保持者は、当該手続きを行わなくても喀痰吸引等(特定 行為)業務を実施することができます。

- ※手続きの概要については、厚生労働省パンフレット P4 を参照してください。
- ※県が委託して実施する福岡県喀痰吸引等研修は、令和元年度から「講師養成課程」のみが 実施されます。
- ※登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修は、引き続き、全課程(基本研修+実地研修)及 び実地研修課程が実施されます。
- ※認定特定行為業務従事者の認定証の交付事務手続きについて、「認定特定行為業務従事者認 定証(特定の者)の交付事務について」のとおり取り扱うこととしました。(令和5年12 月1日~)

#### (2)登録特定行為事業者の登録申請に関する手続きについて

喀痰吸引等(特定行為)業務を実施するためには、医療機関や訪問看護ステーションとの 連携体制の確保、安全委員会の設置等、一定の基準を満たした上で、登録特定行為事業者の 登録申請の手続きが必要となります。

喀痰吸引等(特定行為)業務を実施するサービスにより、申請先が異なりますので、下記5をご確認ください。

※登録基準の概要については、厚生労働省パンフレット P6 を参照してください。

#### (3)登録研修機関の登録申請に関する手続きについて

認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる研修を実施するためには、登録研修機関の登録申請の手続きが必要になります。(登録後、5年毎の更新が必要)

※研修の概要については厚生労働省パンフレット P3、登録基準の概要については同パンフレット P5 を参照してください。

#### 3 ホームページ掲載場所について

制度及び手続きに関する資料や各種様式等はホームページに掲載していますので、ご確認ください。

#### <福岡県庁ホームページ 掲載場所>

- →組織から探す
- →「福祉労働部・障がい福祉課」
- →「(見出し) 「たんの吸引等(3号研修認定・事業所登録)」
- ・手続き関係は、「特定行為事業者登録申請等に関する手続きについて」「認定特定行為業 務従事者の認定証交付申請に関する手続きについて」参照
- ・要綱関係は、「福岡県喀痰吸引等業務の登録等に関する要綱の改正について」参照

#### 4 お問い合わせ先・提出先

<障がい福祉サービス事業所等におけるたんの吸引について/特定の者研修について> 福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL 092-643-3312 (直通)

FAX 092-643-3304

<介護保険事業・高齢者施設におけるたんの吸引について/不特定の者研修について> 福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室

TEL 092-643-3327 (直通)

FAX 092-643-3253

6 障第 1 1 5 1 号 令和 6 年 8 月 2 1 日

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者) 管理者 殿

> 福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 (指定係)

#### 認定特定行為業務従事者認定証(特定の者)の交付について

日頃より、本県の障がい福祉行政に御尽力いただきありがとうございます。

さて、標記の交付事務につきまして、申請・交付の時期を明確にし、利用者の支援開始の時期を見通 しやすくすること、また事務処理の効率化や正確性の確保を図るため、次のとおり取り扱うこととして おります。

引き続き、事業者の皆様におかれましては、取り扱い事項に御留意の上、申請いただきますようお願いします。

記

#### 1 提出時必要書類

- 認定証交付申請書 【様式第4号-2(第7条関係)】
- ・住民票
- 誓約書 【様式第4号-3(第7条関係)】
- ・基本研修及び実地研修の修了証、資格証等
- ・認定証の送付先を記載し、必要な切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

#### 2 認定証の申請受付と交付の時期

認定証の交付(発送)は毎月2回を基本とし、受付期間に応じ認定証を発送します。具体的には、 次のスケジュールを御確認ください。

【令和6年度下半期の申請受付・認定証発送スケジュール】

受付期間	認定証発送予定日	受付期間	認定証発送予定日
9/30(月)~10/4(金)	10/18(金)	12/30(月)~1/10(金)	1/24(金)
10/7(月)~10/18(金)	11/ 1(金)	1/14(火)~1/24(金)	2/7(金)
10/21(月)~11/1(金)	11/15(金)	1/27(月)~2/7(金)	2/21(金)
11/5(火)~11/15(金)	11/29(金)	2/10(月)~2/21(金)	3/7(金)
11/18(月)~11/29(金)	12/13(金)	2/25(火)~3/7(金)	3/21(金)
12/2(月)~12/13(金)	12/27(金)	3/10(月)~3/21(金)	4/4(金)
12/16(月)~12/27(金)	1/10(金)		

- ※ 左欄の受付期間に、当室へ申請資料と上記1のメールが到着したものについて、右欄の日に認定証 を発送します。
- ※ 申請書類等に不備があった場合には、上記の限りではございませんのでご留意ください。

認定特定行為業務従事者の認定証交付申請(特定の者)に関する手続きについては下記 HP をご確認ください。

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakutan-ninteisyo.html

〇お問合せ先

福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室指定係

〇メール送信先

shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp



平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等 (たんの吸引・経管栄養)についての制度がはじまります。

~介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成23年法律第72号)の施行関係~

平成23年11月

厚生労働省

## たんの吸引等の制度

#### (いつから始まりますか)

平成24年4月から、

「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)の一部改正(※)により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護との連携による安全確保が図られていること**等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることになります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

#### (対象となる医療行為は何ですか)

【たんの吸引等の範囲】

- 今回の制度で対象となる範囲は、
  - ○たんの吸引(□腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
  - ○経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

#### (誰が行うのでしょうか)

- 今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、
  - ○介護福祉士(※)
  - ○介護職員等(具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等)であって一定の研修を修了した方が実施できることになります。
  - ※介護福祉士については平成27年度(平成28年1月の国家試験合格者)以降が対象。

#### (どこで行われるのでしょうか)

特別養護老人ホーム等の施設や在宅(訪問介護事業所等から訪問)などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる**登録事業者**(P-6参照)により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

#### 《参考:これまでの背景》

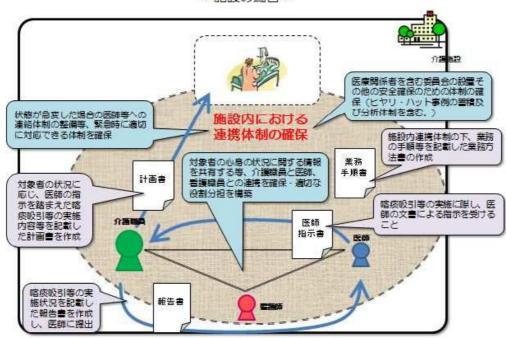
これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に 運用(実質的違法性阻却)されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今 回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場(介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会)が設けられました。

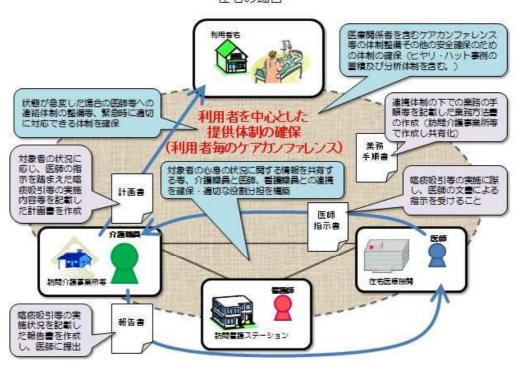


施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。

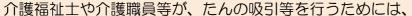
# ~施設の場合~



#### ~在宅の場合~



# たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)



- ○介護福祉士はその養成課程において、
- ○介護職員等は一定の研修(『喀痰吸引等研修』)を受け、

たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、はじめてできるようになります。

※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者(**経過措置対象者**)については、こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明されれば認められる旨、法律上の経過措置が定められています。

#### 【研修機関・養成施設など】

喀痰吸引等研修の研修機関

都道府県庁



登録研修機関

※P-5を参照。

介護福祉士の養成施設など

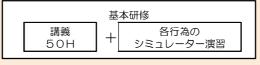


※介護福祉士は養成課程の中で学びます。

#### 「喀痰吸引等研修」

研修には、3つの課程が設けられてます。 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

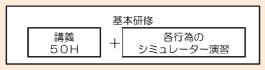
〇今回対象となった行為すべてを行う類型



実地研修

○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。

※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。



実地研修 (気管カニューレ内吸引、 経鼻経管栄養を除く。)

〇特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型(ALSなどの重度障害者等)

基本研修

講義及び演習 9 H (注)

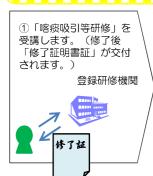
実地研修 実地研修 ※特定の者に対する必要な 行為についてのみ。

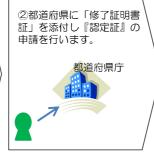
(注) 重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う 場合には20.5時間

#### たんの吸引等の業務ができるまで(例)

介護職員等、経過措置対象者、介護福祉士それぞれ以下の様な手続きが必要となります。

#### 現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合





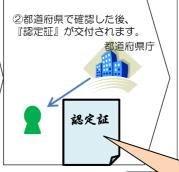




『認定特定行為業務従事者認定証』 たんの吸引等の業務を行うための証明書です。 (実施できる行為が記載されています。)

#### 現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。





③認定された行為につき、医師の指示の下に、 看護師等と連携して引き続き、たんの吸引等 を行うことができます。 施設

自宅

## 『認定特定行為業務従事者認定証』

特別支援学校

たんの吸引等の業務を行うための証明書です。 (実施できる行為が記載されています。)

# これから「介護福祉士」を目指している場合



②卒業後、「介護福祉 士」の国家試験を受験 し、合格後に「介護福祉士」としての登録を 行います。

※「介護福祉士登録 証」が交付されます。



講します。(修了後「修了証明書証」が交付されます。) 事業所・施設

就業後「実地研修(※)」を受

③事業者に就業します。

④実地研修終了後、「介護福祉士登録 証」の変更を行った上、医師の指示の 下、看護師等と連携し、たんの吸引 等の提供を行うことができます。



(※)登録事業者における「実地研修」

介護福祉士については養成課程において「実地研修」を修了していない場合、事業者において必要な行為毎に「実地研修」を行わなければならないことが義務づけられています。

# 登録研修機関

- ○たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)は、都道府県または「登録研修機関」で実施されます。
- ○「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件(登録基準)満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- ○登録研修機関には、事業者、養成施設もなることができます。
- 〇また、「認定証(認定特定行為業務従事者認定証)」の交付事務について、都道府県から委託を受けることもできます。

#### 登録基準 (登録研修機関の要件)

- ○たんの吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師等が講師となること。
- ○研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。
- ○研修に必要な器具等を確保していること。
- ○以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。
  - ・研修の実施場所、実施方法、安全管理体制、料金、受付方法等
- ○研修の各段階毎に修得の程度を審査すること。(筆記試験及びプロセス評価)
- ○都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- ○研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など



- ○個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、 登録事業者(※)であることが必要です。
- ○登録事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件(登録基準) を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- (※) 登録喀痰吸引等事業者 (H27年度~ 従事者に介護福祉士のいる事業者) 登録特定行為事業者 (H24年度~ 従事者が介護職員等のみの事業者)

#### 登録基準 (登録事業者の要件)

- ◎医療関係者との連携に関する事項(実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件です。)
  - ○たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けること。
  - ○介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担 (対象者の心身の状況に関する情報の共有を行う等)
  - ○緊急時の連絡体制の整備
  - ○個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
  - ○たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
  - ○これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 など
- ◎安全確保措置など(たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件です。)
  - ○医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
  - ○必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
  - ○たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
  - ○業務上知り得た秘密の保持 など
    - ◎介護福祉士の「実地研修」
      - ※「登録喀痰吸引等事業者(平成27年度~)」においての登録基準となります。
      - ○養成課程において「実地研修」未実施の介護福祉士に対する「実地研修」の実施
        - ・登録研修機関において行われる「実地研修」と同様以上の内容で実施
        - ・修得程度の審査を行うこと
        - ・「実地研修修了証」の交付を行うこと
        - ・実施状況について、定期的に都道府県に報告を行うこと など



- (Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は、すべて たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)を受けて認定されなければならないのですか?
- (A) すべての人が受ける必要はありません。

ただし現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。

また、認定を受けていなければ、たんの吸引等の業務が行えないことは言うまで もありません。

- (Q) 現在、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業所や施設は全て、登録事業者に なる必要がありますか?
- (A) すべての事業所や施設が登録事業者になる必要はありません。 ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行 わせる場合には登録が必要となります。
- (Q) 現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成24年4月以降も引き 続き行えるのでしょうか?
- (A) 現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている方については、たんの吸引等の研修(喀痰吸引等研修)を受けた者と同等以上の知識及び技能を有していることについて、都道府県知事の認定を受ければ引き続き行えます。(※具体的な手続きは、今後、お示ししていきます。)
- (Q) 具体的な登録研修機関や登録事業者がどこにあるのかについては、どこに聞けばいい のか?
- (A)研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県になります。 また、都道府県は登録研修機関や登録事業者が適正に事業を行っているか、指導監督を 行う立場も担っておりますので、お尋ね、お困りの際は、各都道府県にお問い合わせくだ さい。

障障発0326第4号 こ支障第86号 令和6年3月26日

都道府県 各 指定都市 障害福祉・児童福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)

こども家庭庁 支援局障害児支援課長 (公印省略)

福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について

福祉・介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、その後も累次の改定により加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年10月には、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和4年10月には、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したところである。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、これらの加算を 一本化し、福祉・介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当た って、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととした。

加算の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第543号)、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)、「こども家庭庁長官が定める児童等」(平成24年厚生労働省告示第270号)において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

#### 1 基本的考え方

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行うこととした。

具体的には、福祉・介護職員処遇改善加算(以下「旧処遇改善加算」という。)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「旧特定加算」という。)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「旧ベースアップ等加算」という。以下「旧処遇改善加算」、「旧特定加算」、「旧ベースアップ等加算」を合わせて「旧3加算」という。)の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」(以下「新加算」という。)への一本化を行う。

その上で、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、介護並びの処遇改善を行うべく、新加算の加算率の引き上げを行うとともに、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、配分方法の工夫を行う。

また、事業者の負担軽減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月の間に限り、旧3加算の要件の一部を新加算と同程度に緩和することとし、令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式として提示することとした。

併せて、新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に考慮し、令和6年度中は経過措置期間を設けることとする。

具体的には、3 (1) ①に規定する月額賃金要件 I と3 (1) ⑧に規定する職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。また、3 (1) ③から⑤までに定めるキャリアパス要件 I からキャリアパス要件Ⅲまでについても、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たしたこととして差し支えないこととする。

さらに、一本化施行前の令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を 算定している場合には、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令 和6年度末までの間、それぞれ新加算V(1)~(14)を算定できることとす る。

#### 2. 令和6年4月以降の新加算等の仕組みと賃金改善の実施等

#### (1)新加算等の単位数

令和6年4月及び5月については、旧3加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算(旧3加算を除く。)を加えた1月当たりの総単位数に、算定する加算の種類及び加算区分ごとに、別紙1表1-1に掲げるサービス別の加算率を乗じた単位数を算定する。令和6年6月以降は、新加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算(新加算を除く。)を加えた1月当たりの総単位数に、加算区分ごとに、別紙1表

1-2に掲げるサービス別の加算率を乗じた単位数を算定する。

また、別紙1表1-3の通り、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談 支援については、新加算及び旧3加算(以下「新加算等」という。)の算定 対象外とする。

#### (2)賃金改善の実施に係る基本的な考え方

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)は、新加算等の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)を含む。)の改善(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。)を実施しなければならない。

その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、本通知5(2)の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

また、令和6年度に、令和5年度と比較して増加した加算額(旧3加算の上位区分への移行並びに新規算定によるもの(令和6年4月及び5月分)又は令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における加算率の引上げ分及び新加算 I からIVへの移行によるもの(令和6年6月以降分)。令和7年度への繰越分を除く。以下同じ。)について、障害福祉サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した新加算等の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施する賃金改善は、ベースアップ(賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。)により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

なお、令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を取得し、令和6年5月分以前の賃金からベースアップ又は決まって毎月支払われる手当の引上げを行っている場合には、当該賃金改善を令和6年6月以降に実施すべき新規の賃金改善の一部に含めても差し支えない。

新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、福祉・介護職員(※)への配分を基本とし、特に経験・技能のある障害福祉人材(介護福祉士等であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者をいう。具体的には、福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員(別紙1表5の例示を参考)のいずれかに該当する者であるとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定す

ることとする。以下同じ。)に重点的に配分することとするが、障害福祉サービス事業者等の判断により、福祉・介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

なお、令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算及び旧特定加算を算定する場合にも、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号)第8条による改正後の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「令和6年4月大臣基準告示」という。)第2号イ(1)及び第3号イ(1)等の規定に基づき、福祉・介護職員以外への柔軟な配分を認める。

(※)福祉・介護職員は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、就労定着支援員、就労選択支援員、地域生活支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職

各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている 従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となる こと。

上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

- ① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」(賃金向上達成指導員 配置加算)
- ② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」(目標工賃達成指導員 配置加算)
- ③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」(児童指導員等加配加算におけるその他の従業者)

#### (3) 令和7年度の更なるベースアップにつなげるための工夫

障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、障害福祉サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認めることとし、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めない。

その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額(以下「繰越額」

という。)の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末(令和6年3月)時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の新加算等の加算額(処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。)を比較して増加した額とする。

繰越額については、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて、別紙様式2-1及び別紙様式3-1において誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとする。ただし、令和7年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となった場合には、その時点で、当該繰越分の残額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととする。

#### 3. 新加算等の要件

#### (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(新加算)の要件

新加算 I の算定に当たっては、2に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、新加算 II については⑦の要件、新加算 II については⑦の要件、新加算 II については⑤及び⑦の要件、新加算 IV については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれかの加算区分においても、①の要件については、令和6年度中は適用を猶予し、②の要件は、新加算 I からIV までのいずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算又は新加算 V (2)、(4)、(7)、(9)若しくは(13)を算定していた事業所については適用しない。⑧の要件についても、令和7年度から見直しを適用することとし、令和6年度中は旧3加算の要件の内容を継続する。

さらに、令和6年5月31日時点で別紙1表2-3に掲げる各加算を算定していた障害福祉サービス事業所等については、令和6年度中に限り、それぞれ別紙1表2-2に掲げる要件を満たすことで、新加算の経過措置区分として、新加算V(1)から(14)までのうち該当する加算区分を算定することができる。したがって、新加算Vを算定していた事業所が新加算Vの別の区分の区分変更を行うことや、令和6年6月以降の新設事業所が新加算Vの各区分を算定することはできない。ただし、令和6年6月以降、サービス類型の変更等に伴い、事業所番号が変更になった場合には、職員構成等の事業所等の体制が従前から継続されている場合に限り、変更後の事業所等においても、変更前の事業所等の旧3加算の算定状況に応じて新加算V(1)から(14)までのうち該当する区分を算定できることとする。

#### ① 月額賃金改善要件 I (月給による賃金改善)

新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。また、事業所等が新加算IからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

なお、加算を未算定の事業所が新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを 算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加 させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行 っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること)により行うことを基本とする。

月額賃金改善要件 I については、令和6年度中は適用を猶予する。そのため、令和6年度の新加算の算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和7年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和6年度の処遇改善計画書においても任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。

② 月額賃金改善要件 II (旧ベースアップ等加算相当の賃金改善)

令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に新加算 I からIVまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算 I からIVまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、新加算 I からIVまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件 II の適用を受けない。

本要件の適用を受ける事業所は、初めて新加算 I からIVまでのいずれかを算定した年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和6年6月から新加算 I を算定した事業所は、令和6年6月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和6年度の実績報告書で報告しなければならない。

また、同様の事業所が、令和6年6月から新加算 V (1) (旧ベースアップ等加算相当の加算率を含まない)を算定し、令和7年4月から新加算 I を算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和7年度の実績報告書で報告しなければならない。

なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、 月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算 額は、新加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別紙1表3に掲げる新 加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比(小数第 4位以下を切捨て)を乗じて算出した額とする。

- ③ キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等) 次の一から三までを全て満たすこと。
  - 一 福祉 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた

任用等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

- 二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。
- 三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、 全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の 就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規 等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。 また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに 上記一及び二の定めの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初から キャリアパス要件 I を満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただ し、必ず令和7年3月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書におい てその旨を報告すること。

- ④ キャリアパス要件 II (研修の実施等) 次の一及び二を満たすこと。
  - 一 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を 実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行 うこと。
    - b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇 の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。
  - 二 一について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件 II を満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

- ⑤ キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等) 次の一及び二を満たすこと。
  - 一 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。
    - a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
    - b 資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組

みであることを要する。

- c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みで あること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されている ことを要する。
- 二 一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全 ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件皿を満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

⑥ キャリアパス要件Ⅳ(改善後の年額賃金要件)

経験・技能のある障害福祉人材のうち 1 人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上であること(新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。

- 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合

さらに、令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円(賃金改善実施期間における平均とする。)以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。

⑦ キャリアパス要件 V (配置等要件)

福祉専門職員配置等加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算)の届出を行っていること。

- ※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居 宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては配置等要件に関す る加算が無いため、配置等要件は不要とする。
- ⑧ 職場環境等要件
  - (令和7年度以降の要件)

令和7年度以降に新加算 I からIVまでのいずれかを算定する場合は、別紙1表4-1に掲げる処遇改善の取組を実施すること。

その際、新加算 I 又は II を算定する場合は、別紙 1 表 4 - 1 の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに 2 以上の取組を実施し、新加算III

又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上を実施すること。

また、新加算 I 又は II を算定する場合は、同表中「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち 3 以上の取組(うち®は必須)を実施し、新加算 III 又はIV を算定する場合は「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち 2 つ以上の取組を実施すること。

ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。

また、新加算 I 又は II を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載すること。

#### (令和6年度の経過措置)

上記の職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。したがって、令和6年度中の職場環境等要件としては、別紙1表4-2に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容(別紙1表4-2参照)を全ての福祉・介護職員に周知すること。

その際、新加算 I 又は II を算定する場合は、別紙 1 表 4 - 2 の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1以上の取組を実施し、新加算 II 又はIV を算定する場合は、別紙1表4-2の取組のうち1以上を実施すること。

また、新加算 I 又は II を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を選択すること。

- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(旧処遇改善加算)の要件 令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算 I からⅢまでのいずれかを算定す る場合の要件は、上記(1)に掲げる新加算の要件中、旧処遇改善加算の区 分ごとに、それぞれ別紙1表2-1に掲げる要件とする。
- (3)福祉・介護職員等特定処遇改善加算(旧特定加算)の要件 令和6年4月及び5月に旧特定加算Ⅰ又はⅡを算定する場合の要件は、旧 処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることに加えて、上記 (1)に掲げる新加算の要件中、旧特定加算の区分ごとに、それぞれ別紙1 表2-1に掲げる要件とする。
- (4)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(旧ベースアップ等加算)の要件

令和6年4月及び5月に旧ベースアップ等加算を算定する場合の要件は、旧処遇改善加算 I から皿までのいずれかを算定していることに加えて、別紙 1表2-1に掲げる要件とする。具体的には、月額賃金改善要件Ⅲとして、次の要件を適用するものとする。

#### ■ 月額賃金改善要件Ⅲ

令和6年4月及び5月に旧ベースアップ等加算を算定する事業所は、当該事業所のサービス別に別紙1表1-1に掲げる旧ベースアップ等加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施しなければならない。

ただし、令和6年3月31日時点で旧ベースアップ等加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することを誓約することで、本要件に係る具体的な賃金改善額等の記載は不要とする。

#### 4. 新加算等の算定に係る事務処理手順

令和6年度に新加算等を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、それぞれの期日までに以下の届出を行うこと。

#### (1) 体制等状況一覧表等の届出(体制届出)

新加算等の算定に当たっては、障害福祉サービス事業所・施設等ごとに、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表等の必要書類一式の提出(以下「体制届出」という。)を行うこと。

その際、算定を開始する月の前月15日までに、当該障害福祉サービス事業 所等の所在する都道府県知事等(当該障害福祉サービス事業所等の指定等権 者が都道府県知事である場合は都道府県知事とし、当該障害福祉サービス事 業所等の指定等権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合 は市町村長とする。以下同じ。)に提出するものとする。

ただし、下記(2)のとおり、処遇改善計画書の届出期日が令和6年4月 15日であることを踏まえ、都道府県知事等は旧3加算に係る体制届出の期日 を令和6年4月15日としても差し支えない。

併せて、令和6年6月以降の新加算の算定に係る体制届出については、他の加算と同様に、令和6年5月15日を届出期日とするが、各障害福祉サービス事業者等が旧3加算に係る届出と同時に新加算の届出も行うことができるよう、都道府県知事等は、必要な対応を行うこと。ただし、下記(2)のとおり、新加算の算定に係る処遇改善計画書の変更が令和6年6月15日まで受け付けられることを踏まえ、令和6年6月15日までの間は、新加算に係る体制届出の変更を受け付ける等、柔軟な取扱いとすること。

#### (2) 処遇改善計画書等の作成・提出

新加算等の算定に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」第9条による改正後の「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」(以下「大臣基準告示」という。)第4号イ(2)並びに令和6年4月大臣基準告示第2号イ(2)、第3号イ(2)及び第3号の2口等に規定する福祉・介護職員等処遇改善計画書、福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善加算計画書及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を、別紙様式2-1、別紙様式2-2、別紙様式2-3及び別紙様式2-4に定める様式により作成し、当該事業年度において初めて新加算等を算定する月の前々月の末日までに、新加算等を算定する障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に対して

提出し、根拠資料と併せて2年間保存することとする。ただし、確認の事務に要する時間が十分確保できる場合等において、都道府県知事等は処遇改善計画書の提出期限を延長しても差し支えない。

ただし、令和6年4月及び5月の旧3加算の算定並びに令和6年6月以降の新加算の算定に係る処遇改善計画書の提出期日は、令和6年4月15日とする。なお、令和6年6月に算定する新加算に係る処遇改善計画書について、都道府県知事等は、令和6年6月15日まで、障害福祉サービス事業者等が行った変更を受け付けること。令和6年7月分以降の変更については、5(1)に規定する取扱いとすること。

#### (3) 実績報告書等の作成・提出

新加算等を算定した障害福祉サービス事業者等は、大臣基準告示第2号イ(4)並びに令和6年4月大臣基準告示第2号イ(4)、第3号イ(4)及び第3号の2二等に規定する実績の報告を、別紙様式3-1、3-2及び3-3に定める様式により作成の上、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて2年間保存することとする。

このため、令和6年度の実績報告書の提出期日は、令和7年3月分の加算の支払が令和7年5月であることから、通常の場合、令和7年7月31日となる。

(4) 複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特 例

複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等については、別紙様式2及び3の処遇改善計画書等について、事業者(法人)単位で一括して作成して差し支えない。

その際、処遇改善計画書等は、各障害福祉サービス事業所等の指定権者である都道府県知事等に対して、それぞれ上記(1)から(3)までに記載の期日までに、届出を行うこと。なお、各障害福祉サービス事業所等の指定権者に提出する処遇改善計画書等の記載事項は、「提出先」の項目以外は同一の内容で差し支えない。

#### (5) 処遇改善計画書・実績報告書等の様式の特例

障害福祉サービス事業者等の事務負担に配慮し、同一法人内の事業所数が10以下の障害福祉サービス事業者等については、別紙様式6により、大臣基準告示第2号イ(4)並びに令和6年4月大臣基準告示第2号イ(2)、第3号イ(4)及び第3号の2二等に規定する処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができることとする。また、事務負担への配慮が特に必要な、令和6年3月時点で加算を未算定の事業所が、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合には、新加算Ⅲ又はⅣに対応する令和6年4月及び5月の旧3加算の区分の算定と併せて、別紙様式7−1により処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができることとし、別紙様式7−2により、大臣基準告示第2号イ(4)並びに令和6年4月大臣基準告示第2号イ(4)、第3号イ(4)及び第3号の2二等に規定する実績の報告を行うことができることとする。

なお、処遇改善計画書を別紙様式6により作成した場合にあっては、実績報告書については、通常の場合と同様に、別紙様式3により作成及び提出を

行うこと。

#### 5. 都道府県知事等への変更等の届出

#### (1)変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、新加算を算定する際に提出した処遇改善計画書の内容に変更(次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、次の①から⑤までに定める事項を記載した別紙様式4の変更に係る届出書(以下「変更届出書」という。)を届け出ること。

また、⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出ること。

なお、届出の期日については、算定を開始する月の前月15日までに、当該 障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

- ① 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、変更届出書及び別紙様式2-1を提出すること。
- ② 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関係する障害福祉サービス事業所等に増減(新規指定、廃止等の事由による。)があった場合は、変更届出書及び以下に定める書類を提出すること。
  - 旧処遇改善加算については、別紙様式2-1の2(1)及び別紙様式 2-2
  - 旧特定加算については、別紙様式2−1の2(1)及び3(6)並び に別紙様式2−2
  - 旧ベースアップ等加算については、別紙様式2-1の2(1)及び3(3)並びに別紙様式2-2
  - 新加算については、別紙様式2-1の2(1)、3(2)及び3(6)並びに別紙様式2-3及び2-4
- ③ キャリアパス要件 I から皿までに関する適合状況に変更(算定する旧処 遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。)があった場合 は、キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、別 紙様式2-1の2(1)及び3(4)から(7)まで並びに別紙様式2-2、2-3及び2-4を提出すること。
- ④ キャリアパス要件 V (配置等要件)に関する適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合は、配置等要件の変更の内容を変更届出書に記載し、別紙様式2-1の3(7)並びに別紙様式2-2、2-3及び2-4を提出すること。

また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。

- ⑤ また、算定する新加算等の区分の変更を行う場合及び新加算等を新規に 算定する場合には、変更届出書及び以下の様式を記載すること。
  - 旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ等加算については、 別紙様式2-1及び2-2
  - 新加算については、別紙様式2-1、2-3及び2-4

⑥ 就業規則を改訂(福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合は、当該改訂の概要を変更届出書に記載すること。

#### (2)特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。以下この5において同じ。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書(以下「特別事情届出書」という。)を届け出ること。なお、年度を超えて福祉・介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の新加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

- ① 新加算等を算定している障害福祉サービス事業所等の法人の収支 (障害福祉サービス事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 福祉・介護職員(その他の職種を賃金改善の対象としている障害福祉サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下この5において同じ。)の賃金水準の引き下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み
- ④ 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることについて適切に労使の合意 を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

#### 6. 届出内容を証明する資料の保管及び提示

新加算等を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、処遇改善計画書の提出に当たり、処遇改善計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

- イ 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第89条に規定する就業規則等 (賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、別紙様式 2 − 1 の3 (4) のうちキャリアパス要件 I に係る任用要件及び賃金体系に関する規程、別紙様式 2 − 1 の3 (5) のうちキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。)
- ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

#### 7. 新加算等の停止

都道府県知事等は、新加算等を取得する障害福祉サービス事業者等が(1) 又は(2)に該当する場合は、既に支給された新加算等の一部若しくは全部を 不正受給として返還させること又は新加算等を取り消すことができる。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等 (法人である場合に限る。)であって一括して処遇改善計画書を作成している 場合、当該障害福祉サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応 じて監査等を連携して実施すること。指定権者間の協議に当たっては、都道府 県が調整をすることが望ましい。

- (1) 新加算等の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の 引下げを行いながら5(2)の特別事情届出書の届出が行われていない 等、大臣基準告示等及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

#### 8 新加算等の算定要件の周知・確認等について

都道府県等は、新加算等を算定している障害福祉サービス事業所等が新加算等の算定要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努められたい。また、新加算等を算定する障害福祉サービス事業者等は、以下の点に努められたい。

(1) 賃金改善方法の周知について

新加算等を算定する障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても福祉・介護職員等に周知すること。

福祉・介護職員等から新加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

(2) 労働法規の順守について

新加算等の目的や、令和6年4月大臣基準告示第2号イ(5)及び大臣基準告示第2号イ(5)等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

#### 9. その他

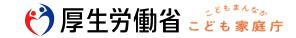
- (1) 障害福祉分野の文書に係る負担軽減に関する取組について 新加算等の様式の取扱いについては以下の通りとすること。
  - ① 別紙様式は、原則として、都道府県等において変更を加えないこと。
  - ② 処遇改善計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、障害福祉サービス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての障害福祉サービス事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。
  - ③ 別紙様式について押印は要しないこと。 なお、更なる負担軽減を図る観点から、令和5年度分からは、これまで 以上の様式の簡素化を行っている。
- (2) 新加算等の取得促進について

障害福祉サービス事業者等における新加算等の新規取得や、より上位の区分の取得に向けた支援を行う「処遇改善加算等取得促進事業」を適宜活用されたい。また、国が当該事業を行うに当たっては、ご協力をお願いしたい。

(3) 令和5年度の旧3加算に係る届出について

本通知は令和6年度の旧3加算及び新加算に係る届出に適用することとし、令和5年度の旧3加算の届出は、「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和5年3月10日障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき行うものとする。

以上



## 「処遇改善加算」の制度が一本化(福祉・介護職員等処遇改善 加算)され、加算率が引き上がります

福祉・介護職員の人材確保を更に推し進め、障害福祉の現場で働く方々にとって、 令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年 6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。(6年度末まで経過措置期間)

### 令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善	ベースアップ等	合計の 加算率		
	I	有	6.9%		
	1	なし	5.8%		
I	п	有	6.8%		
_	- ш	なし	5.7%		
	なし	有	5.5%		
		なし	4.4%		
	Ι	有	5.7%		
		なし	4.6%		
п	п	有	5.6%		
	4	なし	4.5%		
	なし	有	4.3%		
		なし	3.2%		
	I	有	4.3%		
	1	なし	3.2%		
ш	п	有	4.2%		
ш.	щ	なし	3.1%		
	なし	有	2.9%		
	<i>&amp;</i> U	なし	1.8%		



要件を再編・統合 & 加算率引上げ

#### 令和6年6月から

※加算率は全て 生活介護の例

福祉・介護職 員等処遇改善 加算 (新加算)	加算率
I	8.1%
П	8.0%
Ш	6.7%
IV	5.5%

+新加算V

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



令和6年度中の経過措置(激変緩和措置) として、新加算V(1)~ V(14)を設けます。

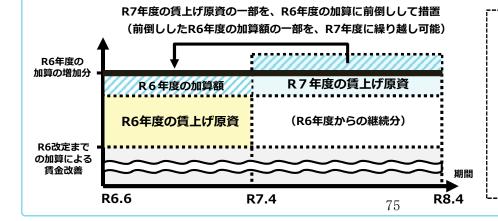
令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)~ V(14)を設けます。

(加算率7.0%~3.0%)

○ 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、処遇改善分について<u>2年分を措置</u>しており、<u>令和7年度分を前倒しして</u>賃上げいただくことも可能。前倒しした令和6年度の加算額の一部を、<u>令和7年度内に繰り越して賃金改善に充てる</u>ことも可。



#### 賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、 賃上げ額の一部を法人税などから控 除できる制度。
- 大企業・中堅企業は 賃上げ額の最大35%、 中小企業は最大45% を法人税などから控 除できる。



## 新加算を算定するためには・・・以下の3種類の要件を満たすことが必要です

キャリアパス要件

I~Ⅲは根拠規程を書面で整備の上、 全ての福祉・介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I ~ IV

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系)

福祉・介護職員について、職位、職責、職務 内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに 応じた賃金体系を整備する。

#### R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I~IV

#### キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)

- 福祉・介護職員の資質向上の目標や以下の いずれかに関する具体的な計画を策定し、当該 計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保 する。
  - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、 福祉・介護職員の能力評価
  - b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、 休暇の付与、費用の援助等)

#### R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I~II

#### キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組み)

- 福祉・介護職員について以下のいずれかの 什組みを整備する。
  - a 経験に応じて昇給する仕組み
  - b 資格等に応じて昇給する仕組み
  - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定 する仕組み

#### R6年度中は月額8万円の改善でも可

#### キャリアパス要件IV(改善後の賃金額)

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人 以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万 円以上であること。



→ 小規模事業所等で加算額全体が少額である 場合などは、適用が免除されます。

#### キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置)

福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っ ていること。

## 月額賃金改善要件

R7年度から適用

 $I \sim IV$ 

#### 月額賃金改善要件 I

新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、 月給(基本給又は決まって毎月支払われる手 当)の改善に充てる。



現在、加算による賃金改善の多くを一時金で 行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎 月の手当に付け替える対応が必要になる場合 があります。(賃金総額は一定のままで可)

#### 現行ベア加算未算定の場合のみ適用

#### 月額賃金改善要件Ⅱ

前年度と比較して、現行のベースアップ等加 算相当の加算額の3分の2以上の新たな基 本給等の改善(月給の引上げ)を行う。



新加算 I ~ IVへの移行に伴い、現行ベア加 算相当が新たに増える場合、新たに増えた加 算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当 の新たな引上げを行う必要があります。

## 職場環境等要件

R6年度中は6つの区分から3つを選択し、それぞれで1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

● 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取り組む。 I • Ⅱ 情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

#### R6年度中は全体で1以上

■・IV ● 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。

※ 新加算 (I~V) では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。 福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしま すが、事業所内で柔軟な配分を認めます。 76

## 現行3加算から新加算への要件の推移

#### 〈現行〉

### 〈一太化後〉

### 処遇改善加算 I ~Ⅲ

## 特定処遇改善加算 I · Ⅱ

## ベースアップ等支援加算

#### 新加算 I ~IV (福祉・介護職員等処遇改善加算)

- R6年度中は現行の加算の要件等を継続するこ とも可能 (激変緩和措置)
- その上で、一律に加算率を引上げ

R6.6

**R7.4** 

# 業所 内 0 職

丰

ヤ

リアパス要件

#### 現行の処遇改善加算

▶ 福祉・介護職員のみに配分

#### 現行の特定処遇改善加算

福祉・介護職員に重点配分

#### 現行のベア加算

R6.4以降、職種間配分ルールが 緩和されるため、加算全体を事業 所内で柔軟に配分することが可能

柔軟な配分が可能

#### 現行の処遇Ⅱ・Ⅲ

- 任用要件・賃金体系
- 研修の実施等

## 現行の処遇 I

昇給の什組み

#### キャリアパス要件 I ~Ⅲの特例

R6年度中は、R6年度中(R7.3末 まで)に対応することの**誓約で可** 

- 申請時点で未対応でも可
- R6.4~5 (一本化施行前) も 同様に誓約で可

キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ

キャリアパス 要件Ⅲ

#### 現行の特定Ⅱ

改善後の賃金額の水準

キャリアパス 要件IV

## 現行の特定 I

介護福祉士の配置等

キャリアパス 要件Ⅴ

## 既に加算を一定程度月額で配分 している事業所は対応不要

#### R6年度は猶予期間

月額賃金改善要件 I

#### 現行のベア加算

加算額の2/3以上のベア等

## 月額賃金改善要件Ⅱ

現行ベア加算を未算定の事業所のみに適用

そ 0

額

#### 現行の処遇・特定

職場環境等要件

R6年度は 従来のまま継続

職場環境等要件 R7.4から必要項目増



**P 対応が必要な要件は事業所によって異なりますが、キャリアパス要件 I 〜Ⅲ、** 月額賃金改善要件Iは、加算を算定する全ての事業所に関係します。 各事業所で必要な対応・スケジュールは厚労省HPへ。



### (参考1)新加算への移行の例

例①:キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

※加算率は全て生活介護の例

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(1.8%)	<ul><li>キャリアパス要件 I ~ Ⅲの特例を活用 (処遇 I 相当)</li></ul>	+ </td
特定処遇改善加算	なし	• 職種間配分ルールの改正で上位移行が 可能に(特定Ⅱ相当)	新加算 Ⅱ (8.0%)
ベア加算	あり(1.1%)	<ul><li>加算率引上げ</li></ul>	

#### 例②:ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	I (4.4%)	・ この機会に現行のベア加算を新規算定	÷
特定処遇改善加算	II (1.3%)	・ 加算率引上げ	新加算Ⅱ (8.0%)
ベア加算	なし	, ΩH <del>λ1.   </del>	

#### (参考2) 新加算の算定要件

	月額賃 金改善 要件 I	月額賃 金改善 要件 II	キャリ アパス 要件 I	キャリ アパス 要件II	キャリ アパス 要件Ⅲ	キャリ アパス 要件IV	キャリ アパス 要件 V	職場環境等要件		
	新加算 IVの 1/2以 上の月 額賃 改善	旧べア相 当の以上のの 上のの は カの は カの は カの は き さ さ き き き き き き き き き き き き き き き き	任用要 件・賃 金体整備 等	研修の実施等	昇給の 仕組み の整備 等	改善後 の賃 要件 (440 万 人 上)	介護福 祉士等 の配置	区と以取(性は上)に上組産上以上に上組産上)	区と以取(性はよ)で2の組産上は10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の10円の	HP掲載 等を通 じた見 える化
福祉·介護職員等処遇改善加算 I	0	(()	0	0	0	0	0	_	0	0
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ	0	(()	0	0	0	$\circ$	_	_	0	0
福祉・介護職員等処遇改善加算 II 福祉・介護職員等処遇改善加算 III	0	(()	0	0	0	<u> </u>	_	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

注 月額賃金改善要件 I は令和6年度中は適用を猶予。また、職場環境等要件は令和6年度中は従前の要件・取組とする。注(○)は新加算算定前に旧ベースアップ等加算並びに新加算 V(2),(4),(7),(9)及び(3)を未算定だった場合に満たす要件。

## (参考3) 新加算等の申請等に係る提出物の提出期限一覧

提出書類	提出期限
計画書	令和6年4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 ※補助金についても基本的に同様(ただし、提出期限は各都道府県において設定)。
体制届出 (体制等 状況一覧表)	現行3加算(4月・5月分)は、指定権者において、令和6年4月15日まで延長可 ※6月以降分(新加算)についても、4月分の体制届出と同じタイミング(~令和6年4月15日)で届出可能。
	新加算(6月以降分)は令和6年5月15日
	※ただし、期日までに提出した届出の内容についても、令和6年6月15日までは変更可能。

お問い合わせ先(加算の一本化)

厚生労働省相談窓口

電話番号: 050-3733-0230 受付時間: 9:00~18:00(土日含む) 計画書の様式や 各種の参考資料は 厚労省HPに掲載 (順次更新)



## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
  - ※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任 者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
  - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、<u>直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和</u>するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の 一部業務を可能とする等の見直しを行う。
  - ※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

#### 現行

サービス管理責任者 実務要件

児童発達支援管理 責任者実務要件 相談支援従事者初任者研修 講義部分の一部を受講(11.5h)



サービス管理責任者等研修共通 講義及び分野別演習を受講(19h) サービス管理 責任者 児童発達支援 管理責任者 として配置

#### 改定後

#### 【一部緩和】

サービス管理責任者 実務要件

児童発達支援管理 責任者実務要件

※ 実務要件に2年満たない 段階から、基礎研修の受講可

#### 【改定】基礎研修

相談支援従事者初任者研修 講義部分の一部を受講(11h)



サービス管理責任者等研修(統一) 研修講義・演習を受講(15 h) OJT

OJT -部業務 可能

#### 【新規創設】

サービス 管理責任者等 実践研修 (14.5h) サービス管理 責任者 児童発達支援 管理責任者 として配置

#### 【新規創設】

サービス 管理責任者等 更新研修 (6h程度) ※5年毎に受講

#### (注)一定の実務経験の要件

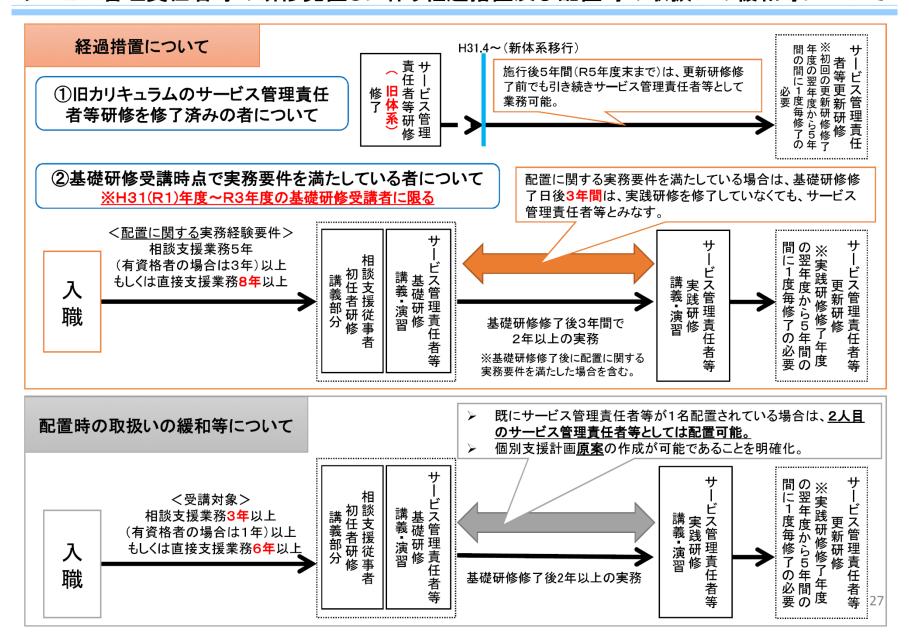
- ・実践研修:過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- 更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある

又は②現にサービス管理責任者等として従事している



【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

## サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



#### ①実践研修の受講に係る実務経験(OJT)について

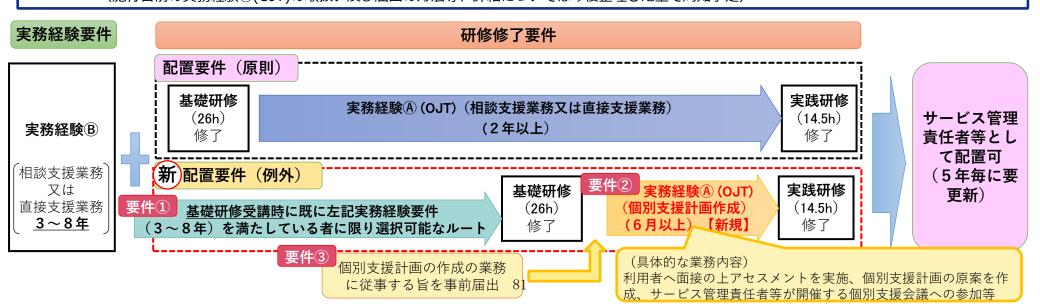
※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者 及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

• 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験(A)(O)T)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①~③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る<u>実務経験要件</u>® (相談支援業務又は直接支援業務3~8年) を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)
  - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
  - ・ <u>やむを得ない事由</u>によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、<u>サービス管理責任者等とみなして従事し、個別</u> \_ 支援計画の作成の一連の業務を行う。
  - (※) 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細 については今後周知予定。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

(施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定)



実務経験が1~6年あれば基礎研修受講可 相談支援又は直接支援の業務の いいえ (ただしOJT期間は2年以上必要) 実務経験が3~8年ある はい OJT期間は2年以上必要 ト記実務経験が いいえ (内容は相談支援又は直接支援の業務で可) 基礎研修受講日時点で既にある はい 基礎研修修了後のOJTについて、 OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、 いいえ 個別支援計画作成の一連の業務で行う 期間は2年以上必要 はい 個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、 業務実施についての届出がない場合、 いいえ **指定権者に届出**を行っている(又は予定) OJT期間は2年以上必要

基礎研修修了後のOJTについて、 6月以上で可能!

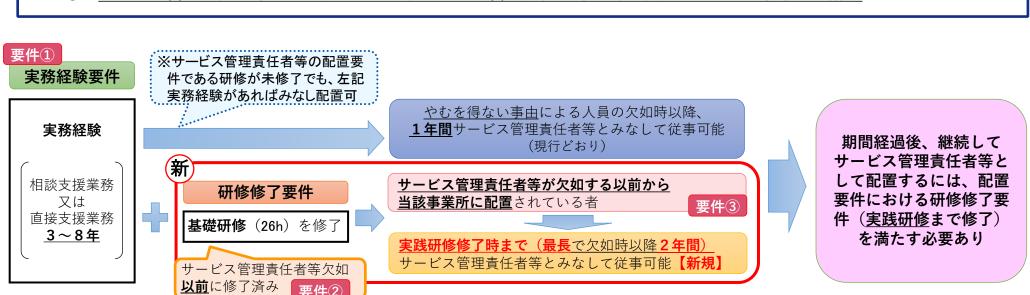
はい

#### ②やむを得ない事由による措置ついて

- **やむを得ない事由**(※)によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験(3~8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間(最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間)サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。
- (※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病体など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、 当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①~③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。(現行と同じ)
- ② サービス管理責任者等が**欠如した時点**で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。



サービス管理責任者等の欠如について 欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、 いいえ やむを得ない事由によるものと自治体が認めている みなし措置の対象外 はい 実務経験が3~8年ない場合は 相談支援又は直接支援の業務の いいえ 実務経験が3~8年ある みなし措置の対象外 はい 基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は サービス管理責任者等の欠如した時点で いいえ 既に**基礎研修を修了済み**である みなし期間は1年間 はい サービス管理責任者等の欠如時以前から 欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は いいえ 当該事業所に配置されている みなし期間は1年間 はい

<u>実践研修修了時まで</u>(<u>最長</u>で欠如時以降<u>2年間</u>) みなし配置可能